

所得税導入初期の執行体制

—東京市の所得税調査委員を中心に—

鈴木 芳 行

〔 租 税 史 料 館 〕
〔 研 究 調 査 員 〕

要 約

1 研究の目的

明治20年(1887)に導入された所得税の執行体制は、郡区長の下調べ調査と調査委員会の調査との二つから構成されていた。調査委員会は単なる諮問機関ではなく議決機関であり、郡区長の下調べ調査よりも優越する性格が付与されていた。明治22年に市制町村制が施行されると、この下調べ調査は府県知事が管掌することになり、実務担当部署は明治22年府県収税部出張所、次いで23年直税署直税分署、26年収税署へと移ったが、調査委員会の優越的な性格にかわりはなかった。そして調査委員会は納税者の代表である所得税調査委員によって組織されたから、所得税調査委員は所得税執行体制の核心といえることができる。

この執行体制は明治29年に大蔵省直轄の税務管理局・税務署の国税組織が整い、税務署長などの調査権限が格段に強化され、次いで明治32年に法人課税などが導入されるまで維持された。本稿では明治20年から同31年までの期間を、所得税執行体制の初期と位置づけ、分析の対象期間とした。

所得税調査委員は所得税納税者のなかから、最初は互選により町村選挙人を選び、次いで町村選挙人の互選により所得税調査委員、補欠員を選ぶシステムであった。所得税調査委員の任期は4年、2年ごとに半数を改選し、欠員が生じた場合には、補欠員から補充した。所得税執行体制の初期に定期改選は6回行われ、欠員補充も含め、東京市では186人の所得税調査委員が選ばれた。

本稿の目的は、所得税導入の明治20年における全国および東京区部における執行体制の構築状況と、所得税執行体制初期における東京市186人の所得税調査委員を中心に分析を加え、所得税および所得税調査委員にみられるさまざまな特色を抽出するところにある。

2 研究の概要

(1) 初年度所得税執行体制の構築

イ 所得税新定の風説

所得税法は明治20年3月19日に公布され、同23日、「官報」に掲載され、翌24日各新聞がいっせいに特報したところから、国民の多くが所得税の新定を知るところとなった。しかしそれ以前から各新聞は競って所得税の新定を風説として流布しており、それらから判断すると、明治17年ごろからあった政府の所得税新定の意図を国民が知るようになったのは、明治19年秋から翌20年1月の閣議決定直後ごろからである。しかし大蔵省翻訳局を経て大蔵省翻訳官吏などの経歴があり、大蔵省の事情に詳しい経済学者の田口卯吉などは、政府が導入を検討し始めた明治17年ごろから、政府の所得税新定という意図を察知していたのである。

ロ 収税長会議の開催

所得税法公布後の3月下旬から4月上旬にかけて、府県の国税領収責任者である収税長が大蔵省に集められ、収税長会議が開催された。ここでは松方大蔵大臣の鹿鳴館における収税演説に触れながら、収税長会議の目的が同年5月5日公布の所得税法施行細則の議定にあり、同細則が税務当局の調査よりも優越する調査委員会の調査権限を規定したこと、および会同した収税長の多くが明治17年創設時からの初代収税長で占められ、初年度所得税執行体制の構築はこうした税務行政の熟練者により推し進められたことなどを明らかにした。

ハ 所得税法マニュアル

明治20年中に民間から出版された所得税法マニュアルは、確認できるものだけでも31冊ある。これらマニュアルは所得税法の公布時、所得税施行細則の公布時、所得金高届期限に間に合わせるなど、それぞれ時宜を得た出版であり、マニュアルの内容とともに、所得税法解釈や所得税知識の普及に果たした役割は高く評価できよう。またマニュアルの著

者は多くが代言人（弁護士）であり、かつ代言人による所得金高届の代理業務なども出現し、所得税の導入は、税理士発祥史の上でも注目される施策であった。

ニ 所得税調査委員選挙・調査委員会細則の制定

所得税調査委員の選挙や調査委員会の細則は、府県知事が定める規定であった。府県別のこれらの制定は明治 20 年 5 月末日から 7 月半ばにかけて終わり、その後、同年 12 月中までに順次各府県の所得税調査委員選挙が実施され、調査委員会も開会され、全国的に初年度の所得税執行体制が構築されることになった。

また所得税執行体制の構築は、収税長を中心に、収税部収税属、郡区長・郡区書記などが担い、府県内は勿論、一定地域を単位として、統一的に遂行された。

（2）東京 15 区の初年度所得税執行体制

イ 所得税調査委員選挙の実施

明治初期の地方税はすべからく東京府の税制を規範としたが、国税である所得税の導入でも、地方の規範であった。その東京 15 区に焦点を絞って、所得税導入初年度の執行体制構築を検討し、所得税調査委員選出の基礎である町村選挙人選出システムの「部」が、区会議員選出システムを踏襲したものであったことを明確にした。

ロ 町村選挙人と所得税調査委員

所得税調査委員と区会議員との兼職割合が極めて高いことが判明したが、これは選出システムがほぼ同様なことから生じる必然的な結果であった。また当該期の区会議員や府会議員などの社会的活動者は、資格要件が地租であったためすべて地主で占められたが、所得税を資格要件とする所得税調査委員選挙では、非地主も多数選出されることになった。所得税調査委員選挙には、非地主にも所得税調査というかたちの社会的活動に参加する機会を拡げる意義がみとめられた。

ハ 所得税執行の様相

所得税調査委員選挙システムも含め導入初年度の東京府所得税執行体制の構築を主導したのは、初代收税長田中正道であった。東京府の執行体制の構築は全国の「枢機」という規範の位置にあった。したがって明治20年12月における東京府の所得税調査委員選挙および調査委員会開会をもって、全国的な執行体制の構築は完了したといえる。

また郡区長が行う下調べ調査とは、所得金高届の更正事務が中心を占めたことも明らかとなった。

(3) 東京市の導入初期所得税執行体制

イ 所得税執行体制の沿革

明治20年から同31年までの初期執行体制下では、明治22年の市制町村制の施行による東京市の誕生（東京15区に市制を施行）、明治23年の直税署直税分署間税署間税分署の創設、明治26年の三多摩東京府編入、同年の収税署発足、明治29年の税務管理局・税務署の発足などがあり、当初定められた郡区長の所得税調査委員選挙事務は手続き的な事務に縮小されたのに対し、東京府知事のもと東京府収税部あるいは直税署などの選挙事務は拡大した。

ここでは、所得税執行体制の変革にともない変容を余儀なくされた所得税事務の変遷をまとめた。

ロ 東京市の所得税位置

所得税導入初期の各年における東京府および東京市の国税・所得税・地租・営業税などの管内徴収額や納税者数などを求めた。

導入当初の所得税は予算の上でも、国税収入全体の上でも小さな規模であった。しかし首都でありかつ巨大都市である東京市においては、所得税導入による増税割合は極めて高く、また所得税は区部の都市のほうが郡部の農村よりも課税割合が高くなったことから、一般的に、所得税は都市を中心に課税される性格であることが確認できた。

ハ 東京市の所得税構造

所得税納税者の納税額などを知る史料は極めて少ないが、明治24年に

発足する東京商業会議所の選挙人資格は、所得税 4 等級以上であった。東京商業会議所選挙人名簿（『東京市史稿』所収）を整理して、商業・俸給・無職・庶業・金融・工業・雑業別に所得税を分析した。当該期の所得税は都市を中心に課税される性格であったが、その都市で所得税を主体的に支える納税者は商人であったことが明らかにできた。

（4）東京市の初期所得税調査委員

イ 所得税調査委員の選挙

初期所得税執行体制下の東京市では計 6 回の所得税調査委員の定期改選が実施された。市制町村制施行時の第 2 回からは、町村選挙人に区を単位とする定員制が採用される予定であったが、東京市は市制施行の準備中だったため、初回と同様に行われた。町村選挙人の定員制は第 3 回選挙から実施された。そして第 3 回からは、選挙は数区ごとのブロック制を採用し、統一的に実施されるようになった。

定期改選と欠員補充のための選挙結果を精査し、当選者の悉皆的な掌握に努めた。

ロ 所得税調査委員の一覧

東京市の初期所得税調査委員 186 人について、初回当選年、当選回数、氏名、営業、所得等級、地価、区会議員兼職有無などを調べ上げ、一覧表にして明示した。

ハ 所得税調査委員の特色

東京市の初期所得税調査委員の特色は、任期の比較的長期におよぶ熟練者が多く、所得規模では所得者中層に属し、土地所有も大規模で、営業では老舗や江戸時代以来の家業に従事する商人で、自営業の取引慣行や維新後に台頭する銀行などの新興営業にも通じ、同業団体の組合長などを務めることで同業者の指導者的な存在でもあり、かつ区民の代表として区議員を兼ねるといふ、多面的な要素をあわせもつ所得税調査委員像が結ばれることにあった。

3 結 論

明治 23 年 7 月、全国いっせいに行われた第 1 回衆議院議員選挙では 300 人が当選し、地租および所得税の直接国税 15 円以上を選挙の納税要件としたところから、非地主にも帝国議會議員となれる可能性が拓かれた。

明治 20 年から始まる所得税調査委員選挙は、当初全国 560 郡区を対象とし、仮に定員 3 人を適用すれば、全国で 1680 人、以降 2 年ごとにその半数 800 人をこえる所得税調査委員が選ばれる計算となる。所得税調査委員選挙は全国的な選挙規模でも、社会的な活動範囲を拡げた意味でも、帝国議會衆議院議員選挙の先駆けとなった意義をみとめることができる。

首都であり巨大都市でもある東京市の東京府全体に占める所得税規模などを分析した結果、所得税は都市を中心に課税される性格であることが一般化できた。その都市で、所得税を主体的に支える納税者は商人であったことも明らかにできた。

東京市の区會議員は府税である家屋税を議定するため、区内の家屋所有者を調査した。所得税調査委員は所得税納税者の代表として、所得税納税者の所得を調査し、所得税を議定する使命があった。所得税調査委員に区内の家屋所有者を調査し、家屋税を議定した経験のある区會議員をできるだけ多く確保することは、所得税議定の基礎である調査力を高め、所得税の正確な執行に寄与する。所得税調査委員経験者をできるだけ多く確保する意図は、所得税調査委員を選出するシステムに区會議員選出と同じシステムを採用することで、実現の可能性は高まる。

所得税調査委員に区會議員との兼職者が多数を占める理由は、選出システムの同一性による結果であるが、それはまた税務当局による政策的な選択の結果でもあったのである。

東京市の所得税調査委員は営業的にも社会的にも都市名望家であり、地域では「名誉職」に位置づけられている。所得税調査委員には調査委員会における調査・議定という社会的活動で知り得た納税者の資産や所得に関する事項は、外部に漏らしてはならない守秘義務が強く求められた。

所得税調査委員が名誉職に位置づけられる理由は、都市名望家による個人の所得調査という守秘的で公職性の高い社会的活動に対して、社会的地位の高さを示す称号を付与することにより、その職責を称えたからであるといえよう。

目 次

はじめに	616
第1章 所得税執行体制の構築	620
1 所得税新定の風説	620
2 収税長会議の開催	623
3 所得税法マニュアル	630
4 所得税調査委員選挙・調査委員会細則の制定	634
第2章 東京15区の初年度所得税執行体制	642
1 所得税調査委員選挙の実施	642
2 町村選挙人と所得税調査委員	647
3 所得税執行の様相	656
第3章 東京市の導入初期所得税執行体制	659
1 所得税執行体制の沿革	659
2 東京市の所得税位置	668
3 東京市の所得税構造	674
第4章 東京市の初期所得税調査委員	681
1 所得税調査委員の選挙	681
2 所得税調査委員の一覧	685
3 所得税調査委員の特色	692
結びにかえて	701

はじめに

日本の所得税は明治20年(1887)に導入された国税である。阿部 勇氏は、導入された所得税制の税法的基礎は、松方正義大蔵卿の「明治17年12月所得税草案」にあるとした⁽¹⁾。

この見解に対し、汐見三郎氏は、明治7年11月のルードルフによる「収入税法草案」が導入所得税制の基礎であるとし、阿部説を否定した⁽²⁾。

高橋 誠氏は、明治14年東京府会による「実入税賦課に関する建議案」が、政府の所得税制形成に相当な影響を与えたとし、次いで松方大蔵卿の「明治17年12月所得税草案」は、大蔵官僚田尻稻次郎によるイギリス流所得税法案であるが、その後に案出される大蔵省の「所得税則改正草案」は、ルードルフの「収入税法草案」に倣ったプロイセン流所得税法案で、これが導入所得税制に結びつくとして、所得税制の形成は『開明的』大蔵官僚のイギリス流により出発したものの、最後は明治国家体制にふさわしいプロイセン流により終結したと結論した⁽³⁾。

林 健久氏は、明治20年1月の「大蔵省請議による所得税法草案」と、同草案の元老院による審議内容を詳細に検討し、戸主合算制、総合課税方式、前三か年平均による所得算出方式、調査委員会制度などはプロイセン流であり、導入所得税制の基礎はプロイセン流であるとした⁽⁴⁾。

藤井誠一氏も、「明治17年12月所得税草案」、「所得税則改正草案」、「大蔵省

(1) 阿部勇『日本財政論 租税篇』(改造社、1932)。阿部氏は「明治17年12月所得税草案」は、大蔵省文庫松方正義関係文書の手記中より発見せられたとし、松方大蔵卿の所得税草案と位置づけている。なお、同氏『日本財政論 租税篇』には、「明治17年12月所得税草案」全文を載せる。

(2) 汐見三郎『各国所得税制論』(有斐閣、1934)。汐見氏はルードルフ「収入税法草案」も、大蔵省文庫の提供としている。ただしルードルフ案の成立年は明治17年である。

(3) 高橋誠「初期所得税制の形成と構造」経済志林第26巻1号(1958)。

(4) 林健久『日本における租税国家の成立』(東京大学出版会、1965)。「大蔵省請議による所得税法草案」は、『法規分類大全』第1編租税門(雑税2)(内閣記録局、1891)に全文収録されている。

請議による所得税法草案」、元老院審議の税法案、明治 20 年の所得税法、およびルードルフ「収入税法律案」などを比較検討し、導入所得税制にもっとも強い影響をおよぼしたのはルードルフ「収入税法律案」であり、プロイセンの「階層別所得税法」が立案の根拠となっているとしている⁽⁵⁾。

所得税の導入理由については、これら研究書の多くが、海軍費財源の調達、北海道水産税減税分の補填財源確保、貧富あるいは農村と都市、農民と商工業者間の租税負担是正、などを指摘している。これに対し高橋 誠氏は、明治憲法の大綱を決定づけた岩倉具視の建議書中で強調されている「旧税ハソノカフ保ツ」を引用し、所得税の導入理由は、国会開設以前にできるだけ多数の税目を制度化して、政府の財政権確立に資することにあつた、と新財政権確保説を提示した⁽⁶⁾。

藤井誠一氏は、高橋説をさらに発展させ、所得税税収の弾力性に富む性格と富者課税の性格とを勘案し、所得税導入の本質的要因は、将来展望にたつ歳入財源の発掘、および納税者制限選挙制度を媒介として、新興富裕階級に、一定の政治的地位を付与する保証を与えることにあつたと、新興富裕階級政治的地位保証説を提示している⁽⁷⁾。

このように、初期所得税制に関する諸研究は、内外の各種な所得税法案、所得税制などを比較検討し、導入所得税制の外来的淵源や導入理由を説明することが大勢であり、明治 20 年 3 月 19 日、所得税法が公布された以降の、税務当局が進める所得税執行体制については、自明であるかのように何ら触れられないところがない。

所得税の現行申告納税制度は、戦後の民主主義化政策のひとつとして、昭和 22 年（1947）に導入されたが、それまでは明治 20 年の所得税導入以来、賦課課税制度が継続、実施された。しかし賦課課税制度では、税務当局の一方的、

(5) 藤井誠一「創設期所得税法の基本的性格 一日本所得税法生成史論序説一」経済研究第 4 集（1982）。

(6) 高橋・前掲注（3）。

(7) 藤井・前掲注（5）。

「苛細」な調査により納税者に厭税感を与える恐れが強かった。そのため税務当局による所得税納税者の所得金高届にもとづく下調べ調査に加えて、所得税納税者のなかから所得税調査委員を選出して調査委員会を組織させ、調査委員会による所得税納税者の所得調査、所得税議定により、初めて所得税額が決定されるという調査委員会制度に依拠することで、税務当局の「苛細」な調査のいわば抑止力としたのである⁽⁸⁾。

初期の所得税執行体制は、税務当局の更正事務を中心とする下調べ調査と、調査委員会による納税者の所得調査、所得税額の議定を行う機能のふたつからなり、調査委員会機能が下調べ調査よりも優越するように設定された。しかし調査委員会は所得税調査委員なしには機能しなかったから、調査委員会を構成する所得税調査委員は、同調査委員を選出するシステムを含め、所得税執行体制の核心といえよう。

管見の限り、大村 巍氏の研究が、所得税調査委員会制度に関する唯一の本格的な論考である⁽⁹⁾。しかし同著は、明治 20 年所得税導入による調査委員会制度の発足当初から、昭和 22 年の同制度廃止までを範囲に、各所得税法や所得税施行細則の条文を吟味し、税法的に調査委員会制度の内容沿革を論述することに本旨があり、所得税調査委員および同委員選出システムなど執行体制の核心については、具体的な論及がない。

山本 洋氏・織井喜義氏は、主に長野県史刊行会の史料により、所得税導入当初における長野県下の執行状況に言及しているが、所得税執行体制の核心については、触れるところが少ない⁽¹⁰⁾。

阿部 勇氏は、所得税導入翌年に公表された「明治二十年各府県所得税確定

(8) 「苛細」については、「所得税法説明書」(『法規分類大全』第 1 編租税門(雑税 2)) は、「所得税法」第 6 条を説明して、「本案ハ、委員ヲ置カサレハ實際調査シ能ハス、且此調査ハ賦税ノ根基タル一大事務ナレハ、郡区长ニ一任スル能ハス、然レトモ官吏ヲ以テ之ヲ調査セシムレハ、調査精密ヲ得ヘシト雖、苛細ニ涉リ、民情ヲ傷ルノ嫌ヒアリ」とある。なお、史料中の句点は筆者が付した。以下、本稿の引用史料中もすべて同じ。

(9) 大村巍「所得税調査委員会制度沿革概要」税務大学校論叢 13 (1979)。

(10) 山本洋・織井喜義「創成期の所得税制叢考」税務大学校論叢 20 (1990)。

額一覧表」と、大蔵省文庫所蔵の「明治二十年所得税届出三等以上人名調」、および昭和初期までに公表された税務統計などを分析して、所得税の性格は都市を中心とする資本家的課税である、と指摘した⁽¹¹⁾。

明治21年の市制町村制公布により、翌22年の施行を経て、明治23年までに、全国に東京市など40の都市が市制を施行した。市制施行40市の所得税額を分析した結果でも、所得税の都市を中心とする課税という性格が立証されることになった⁽¹²⁾。

市制施行当時、東京市の人口はすでに115万人をこえ、国内でも屈指の巨大都市であり、かつ首都であった。明治初期においては、首都東京の税制はすべからず地方税制の規範に位置づけられている⁽¹³⁾。所得税は国税であるが、所得税導入当初の執行体制構築でも、地方の規範であることにかわりはなかった。

明治20年所得税法公布から同32年所得税法全文改正直前までの所得税導入の初期、東京市の所得税調査委員の定期選挙は6回行われ、この間の欠員補充も含めると、総勢186人の所得税調査委員が選ばれている。

本稿では、まず明治20年所得税導入当初における知名度の低い所得税の民間浸透状況、税務当局による所得税執行体制核心の構築施策、全国的な所得税調査委員選挙規則および調査委員会規則の制定概況などを明らかにする。次いで全国の規範の位置にあった首都東京に視点を据えて、所得税導入初年度における執行体制の構築、明治31年までの初期所得税執行体制の沿革などに言及し、かつ所得税の位置や所得税構造、町村選挙人選挙と、186人の所得税調査委員などを分析する。本稿の目的は、これらの解明を通して、執行体制の核心である所得税調査委員のさまざまな特色を中心に導き出し、所得税導入初期の執行体制理解を深める一助としたい、とするところにある。

(11) 阿部・前掲注(1)。なお、同書には「明治二十年所得税届出三等以上人名調」も載せる。

(12) 鈴木芳行「近代都市史研究試論」税務大学校論叢46(2004)。

(13) 安藤春夫『封建財政の崩壊過程』(酒井書店、1957)。

第1章 所得税執行体制の構築

1 所得税新定の風説

所得税は明治20年3月に導入された。しかし新税創設という増税策にもかかわらず、所得税の導入は政府の事前説明も、導入趣意書なども示されず、ましてや導入反対運動の片鱗さえも見出せず、所得税の知名度は極めて低かった。これは所得税の導入策が極秘裏に進められ、かつ唐突な導入公表であった反証である。

「官報」は、明治16年7月の創刊で、法令および国策を広く国民に伝達する使命があった。いっぽう法令や国策の策定に深く関わる官吏は、「官報公告ヲ除クノ外、新聞紙又ハ雑誌雑報等ニ於テ、私ニ一切ノ政務ヲ叙述スル事不相成候」、あるいは「各庁事務ニ係ル上申往復等ノ公文ヲ、新聞紙ニ掲載候儀不相成候」⁽¹⁴⁾と、「官報」以外に政務や官庁公文の掲載を禁止されていた。

そのため「官報」は、政府のさまざまな情報を国民に伝える唯一の広報誌であった。しかし当時の「官報」は、戸外の掲出は地域限定的であり、地方発送にも相当な時間を要し、遠隔地の法令施行日が「官報」到着日を基準に決められるなど、速報性はあまり高くなかった⁽¹⁵⁾。

その点、東京などの新聞では、独自の取材で得た法令や国策の制定情報をいわば「ニュース」として新聞に掲載し、重要な「官報」記事は掲載日の翌日などに報道し、「官報」に低い速報性や具体性を高めていたのである

大蔵省の「所得税法原案」は、松方正義大蔵卿の「明治17年12月所得税草案」後に作成され、まず太政官に提出されて修正を受け、明治18年12月の内閣制成立後は、内閣に提出されて修正を受けるという、二年間あまりの準備段階がある。次いで明治20年1月、決定日は詳らかにできないが、閣議決定がなされ、元老院の審議に移された。元老院での法案審議は、2月2日の第1読会、2月22日から23日、3月1日から2日の第2読会と同統会、3

(14) 大淵渉『現行法令規則大全』（駸々堂、1896）。

(15) 近藤金廣『官報創刊前後』（原書房、1978）。

月3日の第3読会と、計4回の審議が6日間行われ、第1次修正案、第2次修正案が作成され、第2次修正案が所得税法として公布される経過をたどった⁽¹⁶⁾。

所得税法は全文29条・附則1項の構成で、明治20年3月19日、勅令第5号として公布され、3月23日、「官報」に掲載された。翌24日、新聞は一斉に所得税法を一面トップなどで報じ、ここに国民の多くが所得税の新定を知るところとなったのである。

しかし所得税が新定されるのではないかという風説は、それ以前から各新聞が競って流布していたから、国民がこのときに初めて所得税を知ったわけではない。

新聞のなかで、所得税新定の風説をまっさきに報じたのは、『朝野新聞』である。明治20年1月25日、「此頃道路の説に拠れば、政府ハ新に所得税なる者を設け、各人の所得に課税せらるゝ筈にて、近々の中に発布になるべしなど云へり」⁽¹⁷⁾と、所得税新定と課税標準、近日中の公布を風説として報じた。この報道日からは、大蔵省「所得税原案」の閣議決定日が、報道日から遡って、1月22日あるいは23日ごろに比定できる。

次いで報じたのは、『時事新報』である。元老院第1読会終了直後の2月4日、「過半来政府に於て、所得税賦課法に付て屢々閣議を開きたる趣きは兼て世上に噂する所なるが、最早や右閣議も経過したる由にて、近々の内愈々発表するの運びに至りたりと云ふ」⁽¹⁸⁾と、閣議の所得税審議と閣議決定および近日中の所得税公布を風説として報じた。

『毎日新聞』は、元老院第2読会の前の2月13日、「政府にては、一年三百円以上の所得ある者に、所得税を賦課することに決し、既に元老院の審議

(16) 林・前掲注(4)。「大蔵省請議による所得税法草案」の成立年月、および明治20年1月の同草案の閣議決定日はいずれも明確にできない。本稿では太政官に提出された大蔵省「所得税法原案」(「大蔵省請議による所得税法草案」をさす)がさまざまな修正を受けて、明治20年に所得税法として成立する、と一括に掌握する。

(17) 『朝野新聞』明治20年1月25日号。

(18) 『時事新報』明治20年2月4日号。

をも終りたるよしなる」⁽¹⁹⁾と、所得税新定と課税最低限、元老院の結了などを風説として伝えた。

『読売新聞』も元老院第2読会前の2月15日、「今度政府に於て所得税を賦課さるゝ御評議ある由ハ吾人が仄かに聴く所なれど、未だ租税の賦課を議する国会も開けざる今日の事なれば、固より確と断言することハ出来難し」⁽²⁰⁾と、政府による所得税審議の風説に触れつつ、国会開設前の新税導入があるかどうかに疑念を呈した。

2月中旬に入ると、府県長官会議あるいは収税長会議などに向け、府県知事・収税長・収税属が上京し始め、各紙はこれら地方官の上京を報じ始める。

『郵便報知新聞』は、2月22日、「所得税 同税則創定の事に付てハ、頃来種々の風説ありて、何れを何れと定め兼ねる次第なるが……元老院にてハ、此程既でに其第一読会を了り、不日第二読会に取懸るべき手筈の由なるが、随分異論者も沢山ありて、容易に決し兼ねる趣なり、併し例の風説なれば信偽ハ判然せず」⁽²¹⁾と、元老院第1読会の終了、第2読会の予定、読会の難航など、初めて新税の風説を報じた。しかし以降、同紙の続報は次第に具体的となる。

2月下旬から地方官の上京情報とともに、各紙は競って所得税の続報を流し、3月半ばごろには続報の内容も詳細となるが、所得税新定はもはや風説としてではなく、確報へと転じていく。

3月23日「官報」掲載で、翌24日、新聞の多くは特報などにより所得税法全文を掲載したが、『郵便報知新聞』は、25日、「去る十九日附を以て、新たに所得税の賦課法を布告せられたり、此事ハ既に久しき以前より折々其噂あり、昨年秋頃予算表編製の前後に至て更に愈々其の風説濃くなりし模様なりしかハ、定めて当二十年度の予算発布以前に布告せらるへしと思ひ居たり

(19) 『毎日新聞』明治20年2月13日号。

(20) 『読売新聞』明治20年2月15日号。

(21) 『郵便報知新聞』明治20年2月22日号。

しに、其發布以後に於て此度始めて布告せらるゝに至れり」⁽²²⁾と、明治 19 年秋の予算編成ごろからあった所得税新定の風説を報じた。

こうした明治 19 年秋から翌 20 年春ごろに流布された所得税新定の風説に対して、大蔵省翻訳局生徒を経て大蔵省翻訳官吏の経歴があり、経済雑誌社を興して『東京経済雑誌』を創刊し、衆議院議員となるなど、経済学者・政治家などの幅広い活躍で知られる田口卯吉は、明治 19 年 6 月、「我廟堂に於て所得税を我国に起こさんと議ありと風評せしは、数月以前の事なりき」⁽²³⁾と、所得税法公布の 1 年以上も前、すなわち内閣制成立後間もないころの新定の風説を明らかにしている。さらに各新聞が風説を報じ始めた明治 20 年 2 月初旬には、「今や我政府に於て所得税なる者を創設せられんとするの風説民間に頻りなり、蓋し此風説や今日を以て始めて行はるゝに非ずして、数年来此風説或ハ出て、或ハ退き、常に吾輩をして信偽の如何に惑はしむる所なり」⁽²⁴⁾と、「大蔵省原案」が明治 17 年太政官に提出されたころからあった新定の風説と、その後の興廃を指摘した。

これらから、政府の所得税新定という企図は、明治 19 年秋ごろから明治 20 年 1 月の閣議決定直後ころにかけて、風説として世間に知られ始め、各紙が新定の風説を流布し始めると次第に広まり、2 月下旬から 3 月初旬にかけて最高潮となった。しかし田口卯吉など大蔵省に詳しい知識人は、すでに内閣制発足前に太政官が所得税導入の検討を始めたころから仄聞していた、ということができよう。

2 収税長会議の開催

所得税執行体制の構築を中心となって推し進めるのは中央では大蔵省、地方では府県長官の知事、および国税収税専門官の収税長であるが、なかでも

(22) 『郵便報知新聞』明治 20 年 3 月 25 日号。

(23) 『東京経済雑誌』明治 19 年 6 月 5 日号。田口卯吉の経歴は田口親『田口卯吉』(吉川弘文館、2000)による。

(24) 『東京経済雑誌』明治 20 年 2 月 5 日号。

大蔵省の直接的な監督を受けて国税収税事務を統轄する収税長の責任は重大であった。

明治17年7月の官制改正では、それまでの大蔵省租税局出張所を廃止し、府県租税課が国税収税事務を職掌することになった。府県には収税長1人と複数の収税属が任命された。次いで明治19年1月に内閣制発足ともなう中央官制改正があり、さらに同年7月の地方官官制により、府県租税課にかえて収税部が設けられ、同部は収税長が管掌することになった。収税長は府県知事のもとに、国税収税専門官に位置づけられ、大蔵省の監督を受けて収税属を主導し、府県の国税収税事務を統轄する立場となった⁽²⁵⁾。そして国税である所得税の導入にあたり、収税長が府県における所得税執行体制構築の最前線に立つことになったのである。

大蔵省の収税長に対する直接的な執行体制指導は、収税長会議の開催で始まった。明治20年1月に大蔵省の「所得税原案」が閣議決定をみたころ、大蔵省は「収税上の件に付、各府県収税長の意見を諮問せらるゝ由にて、来る三月一日までに上京すべき旨通達せられし」⁽²⁶⁾と、収税長会議のため各府県の収税長に対し3月初日までの上京を促した。

しかし収税長の上京が始まりかけた2月14日、大蔵省は「収税長中には既に上京の途に就かれし向もありしが、都合に抛り俄に延引する」⁽²⁷⁾と、収税長会議の急遽延期を達した。これは元老院の所得税法審議が大蔵省の予測より長引いたため、同法の細部を規定する所得税施行細則の原案をとりまとめるのに、期日を要することが明らかとなったから、と考えられる。

収税長会議の延期が示された直後、すなわち元老院での第2読会が始まるころになると、右表にあるように、2月18日の内坂惇徳長野県収税長を最初にして、各府県から収税長の上京が相次ぐようになり、上京は2月下旬から

(25) 牛米努「国税徴収機構形成史序説—租税局出張所から税務管理局まで—」税務大学校論叢 39 (2002)。

(26) 『朝野新聞』明治20年1月25日号。

(27) 『朝野新聞』明治20年2月15日号。

上京の収税長

府県名	収税長名	上京月日	帰任月日	滞在日数
長野県	内坂惇徳	2月18日	4月7日	49日
岩手県	鳥海弘毅	2月20日	4月7日	47日
山梨県	五十嵐良行	2月24日	4月4日	40日
広島県	清宮 質	〃	(4月5日)	41日
静岡県	杉山 叙	2月27日	4月1日	34日
石川県	南 挺三	〃	(4月5日)	38日
青森県	宮村清慎	〃	(4月5日)	38日
秋田県	長岡次郎太郎	3月2日	4月5日	34日
熊本県	広瀬敬四郎	3月3日	4月2日	30日
富山県	牧野岸治	〃	4月3日	31日
岡山県	野崎万三郎	〃	4月3日	31日
鹿児島県	中田直慈	〃	3月30日	28日
栃木県	武田直道	3月4日	4月5日	32日
大分県	上田恭徳	〃	4月8日	35日
宮城県	山田揆一	3月5日	4月16日	42日
岐阜県	清水勝定	3月10日	4月5日	26日
山形県	鮫島宗條	3月15日	4月21日	38日
茨城県	高島千畝	3月16日	4月15日	31日
三重県	市岡昭智	3月17日	4月6日	21日
京都府	大坪 格	3月20日	4月2日	14日
兵庫県	石川弥一郎	3月21日	4月2日	13日
徳島県	上田省吾	〃	4月4日	15日
滋賀県	七里定嘉	3月23日	4月3日	12日
和歌山県	岩崎奇一	〃	4月9日	18日
新潟県	渡辺義郎	3月24日	4月16日	24日
高知県	高瀬 量	3月25日	4月9日	16日
鳥取県	山根光友	3月26日	4月12日	18日
宮崎県	片柳 篤	3月27日	4月13日	18日
愛媛県	荒木利定	3月28日	4月13日	17日
島根県	持田直澄	4月1日	5月3日	33日
埼玉県	平田八郎	—	4月5日	—

「官報」明治20年2月22日号～同5月3日号。帰任欄の()は『郵便報知新聞』明治20年4月8日号による。

1 か月以上も断続的につづき、3 月 19 日所得税法公布、同 23 日「官報」掲載、翌 24 日各紙の掲載で、所得税新定の風説が事実となって国民各層に知れわたるころ、すなわち 3 月 28 日に最大となった。

そして 3 月 30 日、中田直慈鹿児島県収税長の帰任を最初に、4 月初旬、収税長の帰任はピークを迎える。これら上京収税長の滞京日数は平均 1 か月あまりと、長期にわたった。

2 月半ばに一旦延期された収税長会議は、4 月に入ると、「各府県収税吏ハ該会既に閉場に付き、鹿児島県収税長を除くの外ハ去る五日限りにて悉皆帰任せり」⁽²⁸⁾ と報じられているから、上京の収税長が最大となった 3 月 28 日ごろから、「悉皆帰任」と報道される 4 月 5 日ごろにかけて、断続的に開催されたとみることができよう。

当時期、内務省開催による地方長官会議のため、府県知事の上京も相次いでいた。同会議は 3 月初旬に開催の予定であった。しかし 2 月 26 日、急遽、出京中の長官 29 人のみで、山縣有朋内務大臣、芳川顕正次官、各局長出席のもとで開催された⁽²⁹⁾。大蔵省では延期された収税長会議にかえて、3 月 1 日より 20 日間にわたり、徴収費などに関する知事・収税属会議を開くことを明らかにしている⁽³⁰⁾。

収税長会議はこの知事・収税属会議後に引きつづいて開会されたとみられるが、収税長会議の目的は、次に示すように⁽³¹⁾、執行体制の細部を協議することにあった。

昨今、大蔵省内に開會中なる各府県の収税官會議ハ、諸税の徴収方法に付き、夫々打合せする為めに開きし者の由なるが、就中主とする所は此程發布なりたる所得税の件なり、尤も同税法は今回始めて我国に実施せ

(28) 『郵便報知新聞』明治 20 年 4 月 8 日号。実際には前表中にあるように、5 月 3 日の持田直澄島根県収税長が最後の帰任と確認できる。

(29) 『郵便報知新聞』明治 20 年 2 月 27 日号。

(30) 『郵便報知新聞』明治 20 年 3 月 1 日号。

(31) 『郵便報知新聞』明治 20 年 4 月 5 日号。

るものにて、手馴ざる税目なれば、其の取扱上等に於て万一行違ひを生ずる様のことありてハ不都合なりとて、右所得金の取調方を始めとし、賦課徴集の方法に至る迄、詳細の打合せを為すに在りと云へり

すなわち収税長会議の目的は、中央にあって所得税執行体制の構築を主導する大蔵省が、構築の最前線に立つ収税長を一堂に会し、全国的に不公平のないよう統一のとれた課税を実現するため、調査方法・賦課方法などの所得税執行体制について、多面的な協議をすることにあつたのである。

松方正義大蔵大臣は、断続的につづく収税長会議のあい間の3月30日、上京の府県知事と収税長を鹿鳴館に招集し、徴収費などに関する税務演説を行ったが、所得税の施行については、次のような注意を促した⁽³²⁾。なお、松方蔵相は例年6月に開かれる大阪造幣廠貨幣試験を2月に繰上げて実見するよう変更した上で⁽³³⁾、鹿鳴館演説に臨んでおり、蔵相の所得税導入を優先させる姿勢のうかがわれる一例、ということができよう。

今般発令アリシ所得税ノ施行方ニ関シテハ、頃日来、主税局長ヲシテ委シク各位ニ打合せメ置キタレハ、既ニ其旨趣ヲ了得アリシナルヘシ、此税法ハ新法ニシテ而モ人民ノ経済ニ至大ノ関係ヲ有スルモノナレハ、之ヲ取扱フニハ、寛ニ失シテ脱税ヲ生シ、併テ他ノ納税者ニ比シテ不公平ナキヲ要シ、又厳ニ失シテ煩瑣ニ陥リ、妄リニ人民ノ手数ヲ増シ、或ハ漫ニ疑念ヲ人民ノ届書ニ容レテ、屢尋問搜索ヲ事トシ、本人ヲシテ其煩勞ニ堪ヘス、遂ニ不幸ヲ嘆シテ納税セシムルカ如キアラハ、人民ヲシ

(32) 明治20年3月30日「大蔵大臣演説筆記」（租税資料叢書第4巻 明治前期所得税法令類集（国税庁税務大学校研究部、1988））。同史料集は、明治20年の所得税法制定から明治32年の同法改正直前までを範囲に、中央・地方の所得税例規などを収集し、収録している。同資料集は、導入初期の所得税執行体制を全国的な視野でうかがえる史料が豊富である。

以下とくに断らない限り、出典名や法令条文名のための注記は、すべて同書に収録されている史料である。

(33) 『朝野新聞』明治20年1月21日号。

テ此税法ヲ厭忌スルノ傾向ヲ生セシムヘシ、宜ク深ク此ニ注意シ、并ニ各地方緩苛区々ナラサルヲ要スヘシ、此税法ニ拠レハ、本税ニ関係スルモノハ、郡区長ト調査委員トノミナルモ、府県知事ハ其事務ヲ統轄スルモノニテ、收税長ハ之ヲ調理スルモノナレハ、左右ニ之ヲ注意シ、間接ニ之ヲ視察シテ、万失点ナキヲ期セヨ、弊習一タヒ成レハ、他日ノ大害ヲ惹起スヘシ、宜ク施行ノ始メニ於テ細思スル所アレ

松方蔵相の所得税施行演説は、所得税執行体制の構築に向けた收税長会議に際し、府県を総轄する府県知事と、そのもとで国税徴収事務を統轄する收税長、および直接所得税事務に関わる郡区長と、所得税の議定に預かる所得税調査委員に向け、所得税の「緩苛」のない執行により、納税者に不公平が生じないように、注意深い配慮を求める内容であった。

そして收税長会議では、大蔵省が事前に準備したであろう所得税法施行細則草案をもとに成案を得る協議がつづいたが、もっとも協議を要したのは、次に示すように、税務当局と調査委員会との調査権限をめぐる問題であった。調査権限の両者配分については、大蔵省内部でも相当な論議があった様子であるが、結局、税務当局に弱く、調査委員会に強い内容の所得税施行細則が調整されることになったのである⁽³⁴⁾。

同細則の草案ハ、先頃以来大蔵省にて夫々取調べ中の處、此の程脱稿せし趣ハ本紙に記せしが、尚ほ聞く所に依れハ、此の草案に付きてハ同省中にも種々議論あり、就中所得金の調査方ハ最とも至難にて、之を寛にすれば所得を隠蔽して脱税を謀るの弊あるを免かれず、之を厳にして所得金を共吟味し、官府に密告せしむる等の法を設れば、其間亦種々の困難事を惹き起すの憂ひあり、寛嚴孰れに處するも到底多少の弊ハなしと云ふ場合にハ參らねば、新法施行の初めより、只管其の税額を増さんこ

(34) 『郵便報知新聞』明治20年4月7日号。

とを努めて厳重なる細則を設け、為めに難事を惹き起さんよりハ、寧ろ不十分なからも、一に其の当否の判断を調査委員に委ねて、深く其内部に立入りて所得金をセガミ出す等のことをバ為さるに決したり、右に付此細則は公債株券俸給等の表面に現はれたるものハ申す迄もなけれど、其他ハ総て其の取扱ひを寛にするの目的を以て組立たる由なり

収税長会議終了後、帰任した収税長を中心に、各府県では所得税執行体制の構築が本格化することになる。

上京収税長のうち、静岡県杉山 叙、青森県宮村清慎、岡山県野崎万三郎、鹿児島県中田直慈、大分県上田恭徳、宮城県山田揆一、岐阜県清水勝定、茨城県高島千畝、三重県市岡昭智、京都府大坪 格、滋賀県七里定嘉、和歌山県岩崎奇一、新潟県渡辺義郎、高知県渡瀬 量、鳥取県山根光友、宮崎県片柳 篤の16人は、明治17年の収税長ポストの創設以来、初任地に留まる初代収税長である。また岩手県鳥海弘毅（初任地秋田県）、広島県清宮 質（初任地岩手県）、熊本県広瀬敬四郎（初任地愛媛県）、徳島県上田省吾（初任地熊本県）、愛媛県荒木利定（初任地徳島県）、島根県持田直澄（初任地富山県）の6人は、初任地から現任地に転出した初代収税長である。

初代収税長には地租改正事業に従事した経歴の持主が多く、府県の租税課などから収税長という昇任コースが一般的であると指摘されており、かつ収税長経験の長期におよぶ者が上京収税長31人のうち22人もの多数を占めているから、所得税執行体制の構築は、地方の税務行政に経験の深い収税長を中心に遂行されることになった、ということができよう⁽³⁵⁾。もっとも宮崎県収税長の片柳 篤は、明治20年4月15日づけで辞め、かわって大蔵属坂本俊健が同県収税長に就任した⁽³⁶⁾。

(35) 初代収税長とその経歴については、牛米努「初代収税長の履歴について」租税史料館報平成14年度版（2002）による。

(36) 『郵便報知新聞』明治20年4月17日号。

3 所得税法マニュアル

明治20年出版の所得税法マニュアル

免許月日	出版月日	著者編者	書名	出版地
(3月23日)	4月6日	牧村兼吉	『国民必携所得税法註解』	東京府
(3月24日)	4月6日	安井講三	『所得税法解釈』	東京府
(")	4月7日	大沢栄吉	『所得税法俗解』	東京府
4月6日	4月8日	石川惟安	『所得税法註釈 附手續心得』	東京府
(3月28日)	4月11日	古山武次郎	『所得税法俗解』	東京府
(3月24日)	4月13日	木部謙司	『所得税法註釈』	東京府
(3月25日)	4月14日	高見藤助	『鼈頭注解所得税法』	大阪府
(4月8日)	4月27日	沢山 清	『鼈頭注釈傍訓所得税法』	大阪府
4月11日	4月	蟻川堅治	『所得税法註釈』	東京府
(3月29日)	4月	石川伝吉	『所得税法註解』	東京府
4月13日	5月10日	今村長善	『所得税法詳解』	東京府
4月28日	5月10日	木村怨平	『所得税法註解 附録同法施行細則』	東京府
4月11日	5月19日	元田 直	『所得税法俗解 附施行細則並問答』	東京府
(5月9日)	5月	蟻川堅治	『所得税法施行細則註釈』	東京府
4月26日	5月	市岡正一	『所得税法同細則註解』	東京府
5月18日	5月	宮川仁吉	『所得税法註釈』	東京府
4月28日	6月9日	粟生誠太郎	『問答所得税法明解同施行細則明解』	東京府
(6月2日)	6月16日	内田清四郎	『傍訓所得税法施行細則註解』	岐阜県
4月28日	6月20日	中村信次郎	『所得税法註解』	東京府
4月14日	6月	鍋島成善	『実用手続日本所得税法註釈同細則註釈』	東京府
6月1日	6月	蒲生 俊	『所得税法明弁』	東京府
4月26日	6月	高野栄次郎	『所得税法註解附細則』	東京府
4月28日	6月	重田錦吾	『所得税法詳解 附施行細則』	東京府
(5月7日)	6月	樋口文治郎	『所得税法同施行細則実用註解』	大阪府
(6月14日)	7月3日	前田 治	『所得税法輯覧』	徳島県
(5月9日)	7月12日	蟻川堅治	『所得税法註釈同施行細則註釈』	東京府
(7月9日)	7月24日	戸部新九郎	『所得税法集』	岐阜県
(4月30日)	7月	出野誠造	『所得税註解』	東京府
6月16日	8月1日	田中恒馬	『所得税法詳説 附施行細則』	東京府
8月4日	8月25日	杉浦綱太郎	『所得税法実用』	東京府
(8月22日)	11月	坂爪虎三郎	『所得税法或問』	新潟県

拙稿「所得税法マニュアルの元祖」(『税経通信』612号)を増補、()は届出月日。

所得税法は明治20年3月19日公布、「官報」掲載は同3月23日。次いで同5月5日、所得税法施行細則の19条・附則1項が制定され、大蔵省令第8号として、同日「官報」に掲載された。そして所得税法の施行は同年7月1

日より、所得金高届の期限は同7月31日まで、と定められた。

所得税法の公布後、明治20年中に内務省の出版権免許、あるいは出版届を済ませて出版された所得税法マニュアルは、確認できるだけでも、左表のように31冊を数える。

まず出版地をみると、東京府24、大阪府3、岐阜県2、徳島県1、新潟県1の内訳となり、とくに首都東京への集中が歴然としている。

マニュアルの出版時期では、出版人の素早い対応が明確にみてとれる。すなわち所得税法の「官報」掲載日3月23日には、牧村兼吉『国民必携所得税法註解』の出版届がなされ、同書は収税長会議が開会されているころの3月29日には早くも、「本書ハ今般公布セラレタル税法ニ詳解ヲ附シ、其意味ヲ詳細ニ説キ示シタルモノナリ」⁽³⁷⁾と出版広告を新聞に載せ、同会議が終了した直後の4月6日には、出版にいたった。

所得税法の公布後わずか18日目の出版であったが、同日には3月24日届出の安井講三『所得税法解釈』も出版され、安井書と同日届出の大沢栄吉『所得税法俗解』も翌7日には出版された。4月半ばまでの出版マニュアルはあわせて7冊となるが、執行体制構築に向け本格的な着手前におけるこのような所得税法マニュアルの出版ラッシュは、いまだ知名度の低い所得税を国民に知らせる効果があったといえよう。

この素早く時機を得た出版ぶりは、5月5日布告の所得税施行細則でも同様であった。蟻川堅治は4月11日に免許を得て、同月中に『所得税法註釈』を出版したが、5月5日に細則が布告されると、わずか4日後の9日には『所得税法施行細則註釈』を届出で、同月中に出版し、さらに7月12日には両書を合本して『所得税法註釈同施行細則註釈』を出版している。また5月10日出版の木村怨平『所得税法註解 附録同法施行細則』には勿論だが、同じ出版日の今村長善『所得税法詳解』でも、早速、施行細則の全文を載せている。

4月中出版のマニュアルはすべて所得税本法のみの解説、翌月からは本法

(37) 『毎日新聞』明治20年3月29日号。

と施行細則の両解説を載せるマニュアルが一般的となる。そして所得税の申告期限である7月31日までに、全体の90パーセントが出版されていることも、素早い対応のひとつといえよう。

これらマニュアルは、総体的に所得税法・同施行細則の逐条解説書であり、解説内容には精粗が見受けられる。しかし石川惟安『所得税法註釈 附手續心得』には、大蔵省主計官阪谷芳郎による所得税の諸特性と所得税調査における税務官吏の留意事項などを説く序文があり⁽³⁸⁾、経済雑誌社記者の宮川仁吉『所得税法註釈』には、イギリス所得税と導入所得税との比較とその解釈などがあり、かつ同社創設者である田口卯吉の序文も載せ、蒲生 俊『所得税法明弁』には、田口卯吉の僚友で田口と同様なジャーナリスト・政治家など幅広い活躍で知られる島田三郎の序文を載せるなど、ともに外国の所得税にも触れる斬新な内容のマニュアルである。

所得税法マニュアルのこのような時機を得た出版ぶりは、導入当初における所得税知名度の低度な状況下にあつて、所得税の税法解釈、所得金高届から調査、議定、決定、納税にいたる所得税の執行順序、外国の所得税など、所得税知識の普及に大きな貢献があつた、といえよう。

ところでマニュアル著者などの職業を知る手がかりは少ないが、今村長善と木村恕平、元田 直は著名な代言人であり、蟻川堅治書の校閲者丸山名政、また栗生誠太郎書の校閲者山田喜之助も代言人でもある⁽³⁹⁾。鍋島成善は法学生で、その校閲者の奥山政敬、蒲生 俊書の校閲者松本正忠は、ともに大審院評定官である。田中恒馬は東京控訴院評定官で、専修学校法科の卒業生、田中書の校閲者松野貞一郎も東京控訴院評定官で、英吉利法律学校の「組合法」と「治罪法」の講師であり、代言人山田喜之助は同法律学校の創立にも参画し、かつ「私犯法」と「親族法」、「人産法」などの講師であつた⁽⁴⁰⁾。

(38) 明治20年初頭における阪谷芳郎の地位は、大蔵省百年史編集室『大蔵省人名録』（大蔵財務協会、1973）による。

(39) 奥平昌洪『日本弁護士史』（巖南堂書店、1914）。

(40) 川島仞司『中央大学二十年史』（法学新報社、1905）。

マニュアルの著者などに代言人や法学生、法律学校卒業生、マニュアルの閲覧者にも代言人や大審院評定官、法律学校講師など法律関係者が多数を占めるのは、マニュアルが所得税法の法的解釈そのものであることに起因する必然的な結果である。しかし所得金額の算出や納税手続の実際など、所得税には税法や税法的解釈だけでは説明しきれない複雑な要素が多数であったから、7月31日の所得金高届期限が迫ってくると、次のような代言人の新聞広告がみられるようになる。

『所得税法詳解』の著者で代言人の今村長善（京橋区数寄屋町）は、7月9日づけの『朝野新聞』に、「本年勅令第五号新定所得税法の儀、弥々本月三十一日迄に銘々其所得高を届出づべきに付てハ、納税金額の取調及び免否を決することハ法律上錯雑困難の事多しとす、因て緻密懇篤を旨とし、所得税の免否及び納税方に関する諸般の鑑定、文案及協議の御依頼に応ず、但地方遠隔の諸君ハ書状を以て問合あれバ、詳細回答すべし」⁽⁴¹⁾と広告し、全く同文の広告を翌10日、『読売新聞』にも掲載している⁽⁴²⁾。

また代言人結社は訴訟鑑定や紛議の仲裁、諸願文案の取扱などを主業務とするが⁽⁴³⁾、そのひとつ修進社（日本橋区蛸殻町）も、「所得税法ハ今年よりの新税則にして、本月三十一日迄に各人其所得金高を取調へ、其筋へ届出つへき筈なるに、所得種類の様々なる、営業の繁雑なる、之れか取調方の困難迷誤、極めて多かるへく、随て無益の手数時間を費す者亦少なからざるへし、依て本社ハ世人の依頼に応し、納税免否の鑑定及所得金取調方の助力、協議等の業務に従事し、納税者の便に供せんとす」⁽⁴⁴⁾と、『郵便報知新聞』に広告している。これらの広告内容は、代言人による納税者の所得金高届代理業務をさすわけで、所得税導入は税理士発祥史のうえでも注目すべき施策であった。

(41) 『朝野新聞』明治20年7月9日号。

(42) 『読売新聞』明治20年7月10日号。

(43) 奥平・前掲注(39)。

(44) 『郵便報知新聞』明治20年7月13日号。

4 所得税調査委員選挙・調査委員会細則の制定

所得税の申告から決定までの執行順序を、所得税法と所得税施行細則にみると、大体次のようになる。

- ① 年間 300 円以上の所得のある者は、毎年 4 月 30 日までに居住地の戸長を経て、郡区長に所得金高届を提出する（「所得税法」第 6 条）。
- ② 郡区長は納税者あるいは納税者とみとめられる者の所得に関し調査上必要とみとめる場合には、会社または個人に対し所得事項の問合せができる（「所得税法施行細則」第 10 条）。
- ③ 郡区長は町村内に 5 人以内の町村選挙人定数を定め、有資格者の互選により町村選挙人を選び、さらに町村選挙人の互選により、所得税調査委員・補欠員を選出する（「所得税法」第 10 条）。
- ④ 郡区役所管内に 7 人以下の所得税調査委員を置き、毎年、調査委員会を開き所得税の調査を行い、欠員補充のため 5 名以下の補欠員を置く。所得税調査委員・補欠員は正当な理由がない限り辞任できない（「所得税法」第 7 条）。
- ⑤ 所得税調査委員の選挙権・被選挙権は、25 歳以上の男子で、郡区内に現住し、所得税を納める者に限り、かつ府県会規則第 13 条を適用する（「所得税法」第 9 条）。
- ⑥ 所得税調査委員の任期は 4 年で、2 年ごとに半数を改選するが、第 1 回の改選は抽籤により退任者を定める（「所得税法」第 11 条）。
- ⑦ 郡区長は所得税調査委員選挙のため、毎年 5 月に納税者の住所と姓名を管内に公告する（「所得税法施行細則」第 11 条）。
- ⑧ 郡区長は納税者の所得につき下調べ書を作成し、所得金高届とともに調査委員会に提出する（「所得税法」第 13 条）。
- ⑨ 調査委員会または常置委員会は調査上必要とみとめるときは、納税者に尋問することができる（「所得税法」第 21 条）。
- ⑩ 郡区長は調査委員会の決議により納税者の所得税等級金額を決定し（「所得税法」第 17 条）、毎年 8 月 10 日までに納税者に通知する（「所得税法施

行細則」第15条)。

これらの執行期限は、所得金高届が4月30日、所得税等級金額の通知は8月10日、納税期限は当年9月と翌年3月の2期(「所得税法」第5条)、選挙のための納税者の住所と姓名の公告は5月と定められた。しかし初年度に関しては、所得税施行細則の布告が5月5日で、当5月中に納税者の住所・姓名公告などの選挙事務は、事実上不可能なことがはっきりしていたため、大蔵省では、所得税等級金額の通知は11月、納税者の住所・姓名公告は9月と延期した(「所得税法」附則)。さらに延期の該当時期が近づくと、9月15日には、所得税等級金額の通知は12月、納税者の住所・姓名の公告は10月と、再延期した(明治20年「大蔵省令」第13号)。

所得税調査委員の選挙は、納税者の住所・姓名の公告後、また所得税等級金額の通知は調査委員会の決定後に行われるわけで、調査委員会を構成する所得税調査委員とその選出システムは、執行体制の核心であった。そして所得税調査委員の選挙および調査委員会に関する規則は、府県知事が定めるとしたから(「所得税法施行細則」第12条)、所得税等級金額通知月日などの延期・再延期の背景には、府県段階で選挙規則の制定など執行体制の構築に相当な困難のあったことがうかがわれる。

なお、所得税調査委員の選挙権者・被選挙権者に適用される府県会規則第13条とは、①風癩白痴の者、②1年以上の懲役および国事犯禁獄の刑に処せられ満期後5年未満の者、また公職剥奪・停止または1年以上の軽重禁固を受け満期後5年未満の者、③身代限処分を受け未弁償の者、④官吏および陸海軍諸卒現役の者と、4項目の規定からなる⁽⁴⁵⁾。これは全項目に触れる者には被選挙権がなく、①から③の各項目に触れる者には選挙権も与えられない規定であり、④の官吏および陸海軍人で現役の者は、所得税調査委員選出の基礎である町村選挙人になれる可能性はあったが、所得税調査委員にはなれない、と定められたのである。

(45) 「官報」明治20年3月23日号。

府県の「所得税調査委員選挙及調査委員会細則」の制定布告状況をみると、次のように5月31日の京都府「所得税調査委員選挙細則」を最初にして、7月11日の鹿児島県「所得税調査委員選挙及委員会細則」を最後に、42府県を確認できる。所得金高届期限の7月31日直前、すなわち7月中旬には、全国的に出揃ったといえよう⁽⁴⁶⁾。

【月日】	【府県名】	(選挙)	(委員会)	(定数)	は各々単独布告
5月31日	京都府	(選挙)			
6月1日	東京府				
6月7日	長崎県	(選挙)	佐賀県	(選挙)	(委員会)
6月8日	徳島県				
6月9日	新潟県	(定数)	茨城県		
6月11日	岩手県	(選挙)	大阪府	(選挙)	(委員会)
	福岡県	(選挙)	(委員会)		
6月13日	大分県				
6月14日	埼玉県	(選挙)	(委員会)	三重県	
6月15日	秋田県	山形県	神奈川県		
6月16日	石川県				
6月17日	栃木県	(選挙)	(委員会)	愛知県	滋賀県
	山梨県				宮崎県
6月18日	山梨県				
6月20日	鳥取県				
6月21日	愛媛県	(選挙)	(委員会)	熊本県	
6月22日	青森県	長野県	島根県		
6月25日	群馬県	富山県	福井県	(委員会)	岡山県
6月27日	岐阜県				
6月28日	静岡県				
6月29日	和歌山県	(選挙)	(委員会)		
6月30日	福島県	兵庫県	(選挙)	(委員会)	山口県
7月1日	京都府	(委員会)			
7月4日	高知県	(定数)			
7月6日	広島県				

(46) 「官報」6月13日号から8月13日号。

7月7日 千葉県

7月11日 鹿児島県

これら各府県の「細則」により、執行初年度の町村選挙人や所得税調査委員の選挙期日、および調査委員会の開会日などをみると、選挙期日・開会日を「細則」で指定する府県と、郡区長が事前に定めるとする府県がある。

選挙期日・開会日を「細則」で指定する府県では、東京府・岡山県・徳島県の町村選挙人選挙は9月10日以内、山口県は9月15日以内、長野県は9月、所得税調査委員選挙もそれぞれ9月20日以内、9月30日以内、9月とし、調査委員会は東京・岡山・山口・長野・岐阜・鳥取・徳島の各府県とも選挙後間もない10月開会としている。また広島県の調査委員会は初め10月開会とし、次いで11月開会と延期している⁽⁴⁷⁾。

これから町村選挙人・所得税調査委員の選挙は、7月31日の所得金高届期限後の9月から全国的に着手されたことになる。しかし9月15日には、選挙のための納税者住所・姓名の公告は10月、郡区長による所得税等級金額の通知は12月に再延期されているから、町村選挙人・所得税調査委員の選挙は10月ごろから全国的に本格化し、12月までに終了、選挙後の調査委員会、調査委員会後の所得税等級金額の通知も、同月中までに完了した、とみることができる。

明治20年1月の段階で、全国の区数は37、郡数は523、郡区はあわせて560である⁽⁴⁸⁾。所得税調査委員の定員は郡区7人以内の規定で、仮に定員数3人として、すべての郡区で実施されたとすると、所得税調査委員は全国で1680人選出された計算となる。

調査委員会の開会は、次の関東諸県の場合からも立証できよう。

(47) 東京府・長野県・岐阜県・広島県・山口県は、国税庁税務大学校研究部・前掲注(32)。岡山県は「岡山県所得税調査委員選挙及委員会細則概要」(「官報」明治20年7月12日号)、鳥取県は「鳥取県所得税調査委員選挙及委員会細則概要」(「官報」明治20年8月4日号)、徳島県は前田治『所得税法輯覧』(同人、1877)。

(48) 内務省地理局、明治20年『地方行政区画便覧』(『明治大正日本国勢沿革資料総覧』第3巻(柏書房、1983))。

まず栃木県では、安蘇郡 9 月 19 日・芳賀郡 9 月 26 日・上都賀郡 9 月 28 日・下都賀寒川郡 9 月 29 日・河内郡 9 月 29 日、那須郡・塩谷郡・足利梁田郡 9 月 30 日と、各郡とも 9 月中に調査委員会を開いている⁽⁴⁹⁾。

山梨県では、中巨摩郡が 10 月 18 日から、東山梨郡・西山梨郡 10 月 20 日から、南都留郡 10 月 26 日から、東八代郡 10 月 27 日から、西八代郡 11 月 1 日から、北巨摩郡 11 月 5 日から、南巨摩郡・北都留郡は 11 月 7 日からと、10 月中旬から 11 月初旬にかけて、それぞれ数日間の郡調査委員会を開いている⁽⁵⁰⁾。

千葉県でも、安房郡・平郡・朝夷郡・長狭郡が 11 月 7 日から、千葉郡・市原郡は 11 月 11 日から 19 日まで、香取郡 11 月 18 日から、印旛郡・下埴生郡・南相馬郡 11 月 21 日からと、11 月中に調査委員会を開いている⁽⁵¹⁾。

群馬県では、邑楽郡 11 月 7 日から 10 日まで、新田郡 11 月 7 日から 14 日まで、緑野郡・多胡郡は 11 月 15 日から 18 日まで、北甘楽郡は 11 月 9 日に閉会している。群馬県下の調査委員会は 11 月中の開会といえる⁽⁵²⁾。

調査委員会では、納税者による所得金高届と郡区長による下調べ書にもとづいて、納税者 1 人ごとに所得を調査し、納税者全員の所得税等級金額を議定した。調査委員会では、必要がある場合、納税者の所得について直接尋問できる質問権が付与されていた。調査にかかる費用と調査委員会に出席する往復旅費および手当は、国庫から支給される決まりであった（「所得税法」第 12 条）。東京府の場合は、手当が 1 日あたり 1 円、往復旅費と調査旅費は、1 里につき 6 銭の車馬賃が支給されことになった（「東京府令第 68 号」）⁽⁵³⁾。

郡区長は調査委員会の議定後に、各納税者の所得税等級金額を決定し、各納税者に通知する。そして郡区長が調査委員会の議定に意見がある場合には、府県知事に具上して指揮を請うことができ（「所得税法」第 18 条）、いっぽう

(49) 「官報」明治 20 年 10 月 4 日号。

(50) 「官報」明治 20 年 11 月 14 日号。

(51) 「官報」明治 20 年 11 月 14 日号、16 日号、18 日号、25 日号。

(52) 「官報」明治 20 年 11 月 15 日号、18 日号、25 日号。

(53) 「官報」明治 20 年 11 月 28 日号。

納税者が所得税額などを不当とみなすときは、府県知事に訴えることができた（「所得税法」第19条）。府県知事は郡区長の意見・納税者の訴えとともに、府県常置委員会に付託して調査させ、その決議によって処分することができる、と定められた（「所得税法」第20条）。

調査委員会による議定後には、郡区長の意見、納税者の不当上訴などについて調定が執り行われるとともに、郡区長が納税者すべての所得税額を決定し、管内確定額は府県知事を通して大蔵省に報告し、また明治21年3月までには、初年度所得税は完納されることになる。

各府県の所得税導入初年度の確定額については、明治20年12月に山梨県と石川県、明治21年1月に埼玉県、同2月に東京府・三重県・宮城県・兵庫県・神奈川県、同3月に長崎県・奈良県・鳥取県・山梨県・山形県・青森県などが確認でき、全国確定額は、明治21年5月16日、「官報」で公表された⁽⁵⁴⁾。

さて、府県に収税部が置かれた明治19年ごろの国税徴収事務は、府県知事および郡区長の地方官に委託された国政事務であった。納税者の支払う地租などの国税金は、まず町村の戸長がとりまとめて郡区長に上納した。郡区長は管内の国税金一切を領収したが、府県では府県知事のもと、収税長が収税部収税属を主導し、郡区長の国税領収事務を統轄する国税徴収システムであった⁽⁵⁵⁾。

いっぽう納税者が戸長に納めた国税金は郡区長が領収した後、各地の国立銀行などに置かれた国庫金取扱所、および明治15年創設の日本銀行などを経て、国庫に収められる仕組みであった⁽⁵⁶⁾。

したがって国税である所得税の執行体制構築にあたっては、最前線に立つ収税長の指導力に加え、収税部収税属、国税徴収事務の実際をあずかる郡区長と書記など地方の官吏、および町村の戸長と書記などの税務協力が不可欠であった。

(54) 「官報」明治20年12月14日号から同21年5月16日号。

(55) 牛米・前掲注(25)。

(56) 税務大学校租税史料館『平成14年度特別展示 年貢から税金』。

各府県の収税会議開会状況

府県名	会議名	会議期間
埼玉県	郡長郡書記諮問会	5月10日～17日
滋賀県	郡長諮問会（於県庁）	5月17日～18日
佐賀県	郡長郡書記会議	5月28日～29日
長崎県	郡区長諮問会	6月1日～7日
熊本県	郡区長会	6月1日～7日
栃木県	郡主務郡書記会議（於県庁）	6月7日～13日
長野県	主任郡書記諮問会	6月6日～13日
青森県	検税員郡書記（収税主任）会議	6月9日～
群馬県	郡長会議	6月17日～20日
静岡県	郡長招集	6月20日～
島根県	戸長会議	6月25日～
和歌山県	郡区長会議	6月25日～7月4日
島根県	所得税取扱其他事務会議（出雲・楯縫・神門郡下戸長召集）	6月28日～29日
栃木県	郡書記会議（再度）	8月3日～4日
埼玉県	税務施行上に関する商議會	7月11日～14日
高知県	郡第二課長会議	7月15日～20日
岐阜県	所得税に関する協議会（岐阜県・愛知県・三重県・静岡県・福井県・石川県・富山県7県の収税長会同）	8月28日～29日
島根県	郡税務主任・収税属定期集会	8月21日～25日
宮城県	所得税に関する協議会（福島・宮城・山形・秋田・青森・岩手6県収税長会同）	9月5日～6日
青森県	所得税に係る協議会（各郡長収税係長招集）	9月22日～24日
岩手県	所得税其他税務上の協議会（各郡長・収税主務郡書記会合に際し）	9月23日
〃	収税部協議会（各郡役所在勤収税属招集）	11月20日～23日

「官報」明治20年5月19日号～12月13日号。

明治20年5月5日の所得税施行細則布告後、各地に散見される所得税に関する会議は、判明分だけでも、上表のようになる。

これら会議の内容はうかがうことができないものの、会議名や会議期間な

どからは次のような特色を指摘できるであろう。

府県収税部で所得税調査委員選挙および調査委員会細則などが検討され、これら細則が府県内に布達される5月から7月ごろの時期にみられる特色は、埼玉県では「去ル（5月）十日ヨリ各郡長及郡書記ヲ招集シ、所得税法取扱上ノ要項、其他県治上ノ諸件ヲ諮問シ、同十七日閉会セリ」⁽⁵⁷⁾、群馬県では「去ル（6月）十七日ヨリ郡長会議ヲ開キ、所得税調査委員手当及旅費給与規則、調査委員選挙及委員会ニ関スル件ヲ諮詢シ、同二十日閉会セリ」⁽⁵⁸⁾、静岡県では「所得税法^(ママ)調査委員選挙会細則及同委員会細則等指示説明ノタメ、去ル（6月）二十日各郡長ヲ召集セリ」⁽⁵⁹⁾ などとあるように、府県を単位に、郡区長と配下の書記などが会合し、所得税の施行順序、所得税調査委員の選挙、調査委員会の機能などを協議して、府県内の執行体制を整えるための会議が催されたことにあった。

さらに7月31日の所得金高届期限後に、調査委員会の議定額が示される8月以降の特色は、岐阜県では「去月（8月）二十八日愛知・三重・静岡・福井・石川・富山六県ノ収税長来会、所得税ニ関スル協議会ヲ開キ、同二十九日閉会セリ」⁽⁶⁰⁾、宮城県では「去ル（9月）五日ヨリ主税官斯波有造ヲ会頭トシ、福島・宮城・山形・秋田・青森・岩手六県ノ収税長会同、所得税ニ関スル協議ヲ為シ、翌六日^(ママ)収結セリ」⁽⁶¹⁾ などとあるように、中部地方や東北地方などで数県単位の収税長会議が催され、執行体制の広域的な統一をはかるための会議が催されたことにあった、といえる。

(57) 「官報」明治20年5月19日号。

(58) 「官報」明治20年6月23日号。

(59) 「官報」明治20年6月27日号。

(60) 「官報」明治20年9月6日号。

(61) 「官報」明治20年9月16日号。

第2章 東京15区の初年度所得税執行体制

1 所得税調査委員選挙の実施

東京府では、明治20年6月1日、東京府令第27号で「所得税調査委員選挙法及委員会細則」全15条・附則1項を布達し、所得税調査委員選挙と調査委員会の細部を示した⁽⁶²⁾。

選挙法をみると、選挙は町村選挙人と所得税調査委員のふたつからなる（「細則」第2条）。町村選挙人の選挙は5月20日以内、所得税調査委員の選挙は5月31日以内を実施する（「細則」第3条）。町村選挙人の選挙では、郡区長が選挙の区域、選挙人の員数、資格を有する者の住所・姓名、および投票期日を予定して、少なくとも投票日5日前に区内に公告し、互選投票用紙を資格者に付与する。

また所得税調査委員の選挙では、資格者の住所・姓名、投票期日を予定し、やはり投票日5日前に区内に公告、投票用紙を町村選挙人に付与する（「細則」第4条）。

郡区長より事前に付与された投票用紙には、自己および被選挙人の住所・姓名を記し、投票日に郡区長に提出し、投票多数を当選者とする。投票同数の場合は所得金額の多い者、所得金額が同額の場合は抽籤により定め、かつ所得税調査委員を先に、補欠員は後に定める（「細則」第5条）。

選挙会場は各郡区役所とし、投票日には投票者2人以上の立会いを要し、郡区長が開票する（「細則」第6条）。郡区長は開票後、人名簿と照合して投票の当否を検査し、投票多数の者より順次当選者とする（「細則」第7条）。当選者を査定後、郡区長は当選者を郡区役所に呼び出して当選状を渡し、当選者は請書を提出する（第8条）。当選者請書の授受後、郡区長は当選者の住所・姓名を郡区内に公告し、同時に府庁に報告する（「細則」第9条）、などとした。

(62) 「官報」明治20年5月31日号。

次に調査委員会をみると、調査委員会は毎年6月に開会し、開会期日は郡区長が命じ、会期は30日以内とする（「細則」第10条）。調査委員会の開会期日および開会中の集散時刻は、郡区長が定め、府庁に報告する（「細則」第11条）。調査委員会は郡区役所内で開き、もし事故でほかに開設しなければならない場合は、府庁の指揮を請わなければならない（「細則」第12条）。調査委員会の開会中は、所得税調査に関係する者のほか、会場に入場することができない（「細則」第13条）。

所得額の当否は納税者1人ごとに議定し、調査委員会議定の印章を押捺する（「細則」第14条）。調査委員会議定の書類は、調査委員会決議の旨を記した書面を添え、編綴して置かなければならない（「細則」第15条）。調査委員会が調査上納税者に尋問を要するときは、会長が出張の委員を指名できる（「細則」第16条）。調査委員会の書記には郡区官吏をあて、書記は会長の指揮にしたがい委員会の庶務をつかさどる（「細則」第17条）、などとした。

なお調査委員会の会長には郡区長が就任し、郡区長が欠席の場合には会員の互選で選出すると定めた（「所得税法」第15条）。

東京府の所得税調査委員選挙および委員会細則の布達が明治20年6月1日にあり、その布達よりも早く、5月20日以内に町村選挙人選挙、5月31日以内に所得税調査委員選挙を実施するとあつては、当然実施は不可能なわけで、実際には「細則」附則1条により、明治20年に限り、町村選挙人選挙は9月10日以内、調査委員・補欠員選挙は同月20日以内、調査委員会は10月開会と、延期した。

しかし延期の期限が近づくと、東京府は明治20年8月26日、町村選挙人選挙、所得税調査委員選挙および調査委員会の実施期日は追って定めるとして、再び延期した⁽⁶³⁾。そして同年11月24日、町村選挙人選挙は12月7日以内、所得税調査委員選挙は同月15日以内実施し、調査委員会は同月中に

(63) 明治20年「東京府令」第48号（東京都『東京市史稿』市街編72、1981）。

開会することを明示したのである⁽⁶⁴⁾。

実際の町村選挙人選挙は、芝区が12月5日に、本郷区・京橋区は6日に実施しているから、ほかの区も指示日の7日までには実施したとみられる。また所得税調査委員選挙は、芝区が12月10日に実施、京橋区ほか各区は11日から14日にかけて実施している⁽⁶⁵⁾。東京府15区では府庁の指示どおり、12月7日以内に町村選挙人選挙、同月15日以内に所得税調査委員選挙を実施したから、調査委員会も明示どおり12月中に開会したとみられる。東京府の所得税調査委員選挙および調査委員会は、当初よりも半年近く遅れ、所得金高届期限からは4か月以上を経て、終了したのである。

所得税調査委員選出の基礎である町村選挙人の定数については、町村内に5人以内と定め、便宜により数町村をあわせて5人以内を定めることができた（「所得税法」第10条）。そのため郡区長は町村内の有資格者数を確定し、一定の町村あるいは数町村を組みあわせて選挙区域を設定し、選挙区域5人以内を基準に町村選挙人の定数を定めなければならない。

明治20年12月初旬、東京15区で行われた町村選挙人選挙では、各区とも「部」という名称の選挙区域ごとに当選者を公表している。この「部」については、すでに、「区長ニ於テ直ニ戸長ノ事務ヲ行フ区内ニ在テハ、府県知事ノ見込ヲ以テ大蔵大臣ノ認可ヲ受ケ、一区内ヲ数部ニ画シ、每部ニ五名以下ノ臨時取調掛ヲ置キ、区長ノ指揮ニ従ヒ、所得税調査ニ関スル下調ヲ為サシムルコトヲ得」（「所得税法施行細則」第16条）と定められており、戸長を置かない区では、下調べ区域として区内を画し「部」という小区域を設定することが許されていた。東京15区は戸長を置かない区であり、町村選挙人選挙区域の「部」には、税務当局の下調べ区域の「部」が採用されたと考えられる。

ところで明治12年に東京15区の初回区区議員選挙で用いられた選挙区域も、「部」であった。明治11年7月、「郡区町村編制法」「府県会規則」「地方

(64) 明治20年「東京府令」第67号（東京都『東京市史稿』市街編72、1981）。

(65) 『毎日新聞』明治20年12月7日号～12月15日号。

税規則」が公布された。これら地方自治規則は三新法と総称されるが、三新法では府県に郡区、郡区に町村を設け、それぞれに郡区長、町村長を置く地方制度を採用した。東京府では、明治11年11月、それまでの大区小区制を廃止して、府内を15区6郡制とし、郡区に属する町村を示し、郡区役所の位置を定め、また郡区長を任命するとともに、郡内の町村には民選の戸長を置くが、15区内の町村には戸長は置かず、区長がその事務を掌握するとした⁽⁶⁶⁾。

次いで明治12年1月、東京府では「区会町村会規則」を定め、区会の議員は区内戸数の多寡に応じて、戸数5000未満は15人、5000以上1万未満20人、1万以上1万5000未満25人、1万5000以上2万未満30人、2万以上35人の定数を示し、1区を画して数部とし、部ごとに議員定数を割りつけるとした。また議員の選挙・被選挙資格は、満二十歳以上の男子で、区内に土地を有し、選挙人は部内、被選挙人は区内に本籍住居を定める者に限り、有資格者の互選により区会議員を選出する、などを定めた。そして翌2月、「区会議員選挙部分人数」を決定し、区ごとに、数か町あるいは数十か町からなる「部」という選挙区画を設定し、「部」ごとの議員定数を定めたのである⁽⁶⁷⁾。

東京府では、最初の区会議員選挙を明治12年2月中に実施するよう各区長に指示した。牛込区は2月18日⁽⁶⁸⁾、浅草区は20日、本所区は27日の実施が確認される⁽⁶⁹⁾。ほかの区でも東京府の指示どおり、2月中に区会議員選挙を終了したであろう。

東京15区別に所得税調査委員の定数、町村選挙人の部数とその合計員数、区会議員の部数とその合計定数を示すと、次のようになる。

(66) 東京都『東京市史稿』市街篇61(1969)。

(67) 東京都『東京市史稿』市街篇62(1970)。

(68) 東京都公文書館蔵「明治12年 区会回議」610・D8・2。

(69) 藤本富士郎『自治制発布五十周年記念大東京自治半世紀』(日出新聞社 1929)。

〔区名〕	〔調査委員定数〕	〔選挙人部数〕	〔定数〕	〔区議部数〕	〔定数〕
麴 町	5	7 部	(41)	5 部	(20)
神 田	7	7	(35)	8	(35)
日本橋	7	7	(35)	7	(35)
京 橋	7	8	(41)	8	(30)
芝	5	7	(34)	12	(35)
麻 布	5	6	(30)	6	(20)
赤 坂	5	4	(21)	4	(20)
四 谷	5	6	(30)	5	(20)
牛 込	5	10	(50)	10	(20)
小石川	5	4	(20)	6	(20)
本 郷	5	7	(34)	5	(25)
下 谷	5	5	(23)	5	(25)
浅 草	7	10	(49)	7	(35)
本 所	5	6	(30)	6	(30)
深 川	5	7	(35)	8	(30)
(合計)	83	101	(508)	102	(365)

町村選挙人の「部」数と区会議員の「部」数を比べて大きくことなるのは、芝区と浅草区のみであって、ほかの区の差異はわずかかあるいは同数で、合計部数の差異は 1「部」でしかない。同様に町村選挙人定数と区会議員定数を比べると、神田・日本橋・芝・赤坂・小石川・下谷・本所の 7 区が同数、あるいはわずかな差異がみとめられるだけであり、またこれらが大きくことなる区は、人口推移を配慮した調整とみられる。これらからは町村選挙人の選挙区画も定数も、区会議員の選挙区域・定数を踏襲した一面がうかがわれる。すなわち東京 15 区における町村選挙人選挙の「部」は、所得税の下調べの「部」であるとともに、区会議員選挙の「部」を踏襲した、と考えられるのである。

2 町村選挙人と所得税調査委員

東京 15 区の初年度町村選挙人は、次表の 507 人、所得税調査委員は 83 人である。

東京 15 区の町村選挙人と所得税調査委員

区名	町村選挙人 〔 〕内は所得税調査委員
麹 町 (40 人)	矢沢小兵衛 51 〔垣見八郎右衛門 17〕 井伊直憲 12 〔藤井藤三郎 11〕 大野伝右衛門 12 〔末吉忠晴 5〕 〔小磯金藏 4〕 河内全節 2 (小計 8 人)
	鶴岡助次郎 424 田中武兵衛 82 深川亮藏 60 金沢三右衛門 16 轟 道賢 14 中井常次郎 14 磯貝善兵衛 13 宮城利八 13 加藤弘之 7 中野治助 7 倉又右衛門 5 高羽惣兵衛 5 荒川邦藏 3 〔菅谷政勝 3〕 神山郡廉 2 徳岡緝熙 2 福井英晴 1 広瀬友右衛門 1 伊東元祐 1 渡辺太兵衛 1 久保寺吉兵衛 0.5 猪股要助 0.3 / 雨宮綾太郎 太田源二 太田安五郎 蒲生重兵衛 阪本経国 島田三郎 中川春応 堀 正令 松島重兵衛 宮田 広 (小計 32 人)
神 田 (35 人)	西村小市 324 〔小栗兆兵衛 207〕 鈴木喜兵衛 73 鶴岡辰五郎 64 児玉重兵衛 38 坂野徳藏 13 〔井上安右衛門 10〕 角田真平 8 〔小笠原清務 8〕 宮島新七 6 〔吉田幸作 1〕 加藤佐兵衛(-) (小計 12 人)
	〔稲茂登弥一郎 285〕 〔伊東茂右衛門 185〕 木下利吉 128 佐久間治助 74 高野常藏 51 福岡福太郎 38 河野敏鎌 34 島村助三 25 田中利三郎 23 玉井治賢 23 島村孫七 21 丹羽雄九郎 20 尾崎善六 20 秋田正勝 16 尾崎行雄 11 印東佐兵衛 10 宮本頼三 4 宮崎佐兵衛 3 / 荘田平五郎 高橋捨六 〔坪野平作〕 西村虎四郎 容貝昌彥 (小計 23 人)
日本橋 (35 人)	村越庄左衛門 900 〔杉村甚兵衛 458〕 〔安田善次郎 300〕 〔菊池長四郎 84〕 松本市左衛門 69 中井新右衛門 28 名倉藤三郎 10 〔藤田茂吉 8〕 神尾珍 5 永富鎌八 3 高津伊兵衛 1 (小計 11 人)
	〔渡辺治右衛門 538〕 建石三藏 500 浜口吉右衛門 430 川村伝衛 302 須藤吉右衛門 38 〔今村清之助 26〕 箕浦勝人 14 〔平松甚四郎 12〕 安藤正胤 11 芦田順三郎 9 淡島嘉兵衛 4 原亮三郎 2 古河市兵衛 2 / 安藤三男 池田栄亮 小川三千三 勝島万助 神崎三郎兵衛 高木五郎兵衛 田中四郎右衛門 中村庄八 仁杉 英 堀津長右衛門 安田善四郎 (小計 24 人)

京 橋 (41人)	[鳥海清左衛門 230] [小西孝兵衛 163] 岡部平兵衛 88 千葉勝五郎 76 [喜谷市郎右衛門 41] 高島徳右衛門 33 広岡助五郎 26 野々山七三郎 15 平野富二 13 [牧山源兵衛 10] 鹿島利右衛門(-) [平原惣兵衛(-)] (小計 12人)
	小林伝次郎 386 山中隣之助 104 大倉喜八郎 58 大村五左衛門 54 平島喜兵衛 34 西園寺公成 27 松尾儀助 13 佃宇右衛門 12 長谷川福十郎 11 風間信吉 10 [木寺安敦 7] 麻生惣兵衛 6 [稲田政吉 5] 田中久重 3 門倉善藏 3 林 和一 1 山内正吉 1 / 中村道太 岩谷松平 森村市太郎 松尾清次郎 梅浦精一 朝吹英二 中村弥助 武藤浪重 二橋元長 内田清次郎 内樹八三兵衛 鹿島清兵衛 (小計 29人)
芝 (34人)	伊沢孫兵衛 144 [小松崎茂助 60] 松本亥平 42 坂倉吉兵衛 39 [手塚長八 21] [山田忠兵衛 14] 仙波太郎助 14 船田藤兵衛 6 [田島安太郎 4] 川村半兵衛 4 近藤孝行 3 松井忠兵衛 2 坂田百助(-) 藤田武次郎(-) (小計 14人)
	加藤明実 27 織田信及 22 林 友幸 22 [木村莊平 13] 渡辺洪基 13 田中平兵衛 12 大谷金次郎 8 岡野五兵衛 7 関五兵衛 7 柏木彦兵衛 6 柏村 信 3 子安 峻 2 浦口善養 1 篠原豊吉 1 / 太田卓之 笠井太右衛門 河藤重兵衛 田中仁兵衛 宮崎佐七 若林久兵衛 (小計 20人)
麻 布 (30人)	溝口直正 113 深山小兵衛 28 [梶江新兵衛 14] 柴田清右衛門 10 [笠井庄兵衛 6] [多羅尾光應 4] 根本喜兵衛 4 伊沢道盛 3 加藤忠助 2 関根三吉 2 矢田市兵衛 2 阿部泰蔵 1 佐竹文行 1 横山六左衛門 1 [天野鉄次郎 1] (小計 15人)
	藁谷英孝 12 手塚長三郎 10 西本久兵衛 7 有馬三敬 5 神田良邦 4 石井良平 2 蒲生達蔵 2 林 賢徳 2 [矢島作郎 2] 大内青鸞 1 大島正房 1 津田 仙 1 山岡常太郎 0.3 小宮山義利 0.1 / 澄川恭民 (小計 15人)
赤 坂 (21人)	[磯野八郎兵衛 13] [太田次郎 7] 鈴木十兵衛 7 高木正善 7 [苗村又右衛門 5] 津田清輝 3 [川島喜三郎 2] 大庭忠次郎 1 木村宗三 1 高橋基一 1 苗村半次郎 1 [松下信蔵 1] 須田中 0.2 (小計 13人)
	松下覚之丞 7 奥八郎兵衛 6 栗原 敢 3 肥塚 龍 2 坂上喜一郎 2 長野稻吉 2 松崎憲 2 / 井上正己 (小計 8人)

四谷 (30人)	[岩崎伝次郎 27] [大西勘兵衛 6] 伊藤新兵衛 2 中川喜三郎 2 加藤長九郎(-) (小計 5人)
	大森善兵衛 28 小林安右衛門 22 [高橋聿脩 9] 市谷惣兵衛 6 鈴木八十吉 5 吉見正家 5 木村伊兵衛 3 栗山吉兵衛 3 相馬永胤 3 [伴安右衛門 3] 本吉清助 3 伊藤藤四郎 2 外山新兵衛 2 [橋本義重 2] 原田吉兵衛 2 岡崎三次郎 1 鹿島次郎兵衛 1 久保惠隣 1 熊谷一郎 1 福富元璘 1 粕谷庄八 0.2 / 石川顕一郎 大枝市右衛門 大宮以季 津田彦十郎 (小計 25人)
牛込 (50人)	[西川勘兵衛 39] 山本市蔵 24 [田村常吉 10] [升本喜兵衛 10] 伊藤政次郎 2 山本武兵衛 1 (小計 6人)
	遠田 注 206 小笠原忠忱 40 尾沢良輔 29 飯塚仁兵衛 24 川田小一郎 16 本多成功 12 [福永儀八 10] 飯島徳載 8 石原久吉 6 市野真平 4 [中村市右衛門 4] 田島金十郎 3 馬場長兵衛 3 久貝正路 3 山田和助 3 河野伊兵衛 2 板倉勝巳 1 太田資良 1 西川宗兵衛 1 小泉治兵衛 1 大儀見元一郎 0.5 多湖三郎兵衛 0.3 木下新三郎 0.2 西堀喜一 0.2 村田弥平 0.2 高橋市右衛門 0.1 田中治兵衛 0.1 宮田親之 0.1 / 安部信順 池田正本 岡田常次郎 奥山長右衛門 尾沢豊太郎 乙葉林八 加藤勝弥 木曾正義 黒川和助 小島官吾 佐野忠次郎 田草川万兵衛 長 芙 南部広矛 山崎喜兵衛 吉倉源八 (小計 44人)
小石川 (20人)	木平長兵衛 308 [芳野世経 21] 上野金兵衛 18 [佐藤正興 18] 笠木吉兵衛 9 大沢彦右衛門 7 林平兵衛 7 [一色健郎 5] 落合卯兵衛 5 [青柳三郎兵衛 4] 小西清兵衛 1 (小計 11人)
	[丸山平助 44] 比企新三郎 26 稻生正道 12 杉山三之助 12 細井良造 4 前島密 2 杉浦重剛 1 / 石橋文右衛門 上林了英 (小計 9人)
本郷 (34人)	堀江半兵衛 177 浅野彦兵衛 88 [松南宏雅 31] [山中松五郎 15] 伊藤定七 10 波多野徳太郎 9 堀江儀兵衛 7 [金山清右衛門 6] 日野島庄兵衛 4 西沢要三 2 鈴木清次郎 1 (小計 11人)
	松平頼聡 22 田口卯吉 15 前田元温 14 長谷川泰 11 杉山弘憲 10 渡辺真一郎 10 北村藤助 9 若井忠蔵 5 板倉喜兵衛 3 高島文蔵 3 堂場栄吉 3 蛭川 緝 3 [友野重兵衛 2] 金子大次郎 1 [中島欽一郎 1] 平賀栄助 1 村山 操 1 / 遠藤竹次郎 小林喜右衛門 竹内喜一郎 能重喜平 橋本喜八 山川良太郎 (小計 23人)

下谷 (23人)	橋本源兵衛 25 青木金七 14 辻金五郎 14 守田重兵衛 10 奥田達道 9 〔阿部孝助 7〕 〔横倉鳥之助 5〕 芝 大助 5 〔鈴木信仁 4〕 荻田藤一郎 3 佐藤太右衛門 3 上田利兵衛 2 広岡茂右衛門 2 〔堀野其儀 1〕 篠田義三郎 1 岡野徳之助 0.2 (小計 16人)
	村川弥七 12 〔福地源一郎 10〕 青木貞三 1 齊藤伝吉 1 渡辺儀助 1 / 木沢成肅 森谷鉄五郎 (小計 7人)
浅草 (49人)	〔青地幾次郎 311〕 〔町田徳之助 66〕 小林伊兵衛 55 小田太郎兵衛 31 山田靖直 23 家城徳次郎 19 杉浦庄三郎 18 笠原伊左衛門 18 篠原惣次郎 17 安井治兵衛 17 小川次郎兵衛 12 〔沼間守一 9〕 鈴木権次郎 5 高村武成 5 〔須藤時一郎 4〕 北岡文兵衛 2 齊藤平助 2 清水新八 1 (小計 18人)
	村林文七 142 河合忠兵衛 85 梅村正三郎 77 中居百助 55 奥田平兵衛 49 金田吉兵衛 47 田村半右衛門 42 柿沼伊兵衛 20 今井喜八 19 石代重兵衛 9 加藤伊兵衛 9 篠原保太郎 9 倉島清忠 5 榊原吉兵衛 3 杉浦吉兵衛 3 〔高梨哲四郎 2〕 伊藤庄兵衛 1 富山伊右衛門 1 / 秋元源弥 浅輪市右衛門 〔江崎礼二〕 鵜飼治兵衛 〔笠原庄右衛門〕 河辺晋太郎 亀井七郎兵衛 清水半四郎 鈴木千造 関下嘉兵衛 竹内治兵衛 藤田萬五郎 吉田久兵衛 (小計 31人)
本所 (30人)	小池弥七 69 酒井忠量 41 〔丸山岩藏 40〕 桜井平兵衛 9 林忠蔵 8 〔青木庄太郎 6〕 〔朝川荘助 5〕 後藤吉五郎 4 大原庄吉 3 服部八右衛門 2 松本茂兵衛 2 栗本鋤雲 1 (小計 12人)
	川崎八右衛門 304 〔若林七五郎 197〕 大貫実 109 湯沢伊藤治 31 古川孝七 26 松田辰次郎 21 小山富蔵 18 鈴木宗四郎 16 酒井忠彰 15 佐々木東暎 12 田中友右衛門 12 江本十五郎 8 栗林幸助 4 / 小野佐太郎 菊地永之介 草刈庄五郎 〔中川又三郎〕 袴田喜四郎 (小計 18人)
深川 (35人)	〔加藤茂兵衛 575〕 福島弥兵衛 296 小原勝五郎 224 水野徳右衛門 91 盛高与十郎 73 岩出惣兵衛 21 小崎次郎兵衛 19 鹿島清左衛門 16 中村清蔵 12 継村宗伯 11 宮島儀右衛門 11 加瀬忠次郎 8 高雄琢磨 5 〔名子新七 5〕 小野沢幸三郎 4 〔白川久次郎 1〕 柿原久三郎 1 〔比田源吉 1〕 渡辺慎次郎 1 (小計 19人)
	奥三郎兵衛 244 米倉一平 47 太田徳九郎 29 山田喜助 27 渋沢栄一 23 渋沢作太郎 7 藤倉五郎兵衛 5 堀内銕助 1 小島直七 0.1 / 浅野総一郎 奥原広義 〔桜井英三〕 齊藤鉄太郎 広岡幸助 堀田市五郎 山口虎之助 (小計 16人)

区上段は区会議員経験者。町村選挙人・所得税調査委員は『毎日新聞』明治20年12月7日号、8日号、9日号、10日、15日号。町村選挙人の地価額は「管内地価調」（東京都公文書館蔵）より作成。地価額単位は100円、同位以下を四捨五入、（-）は地価額不明。

これら区内有資格者の互選で選ばれた町村選挙人には、井伊直憲・織田信及などの華族、尾崎行雄・河野敏鎌・島田三郎などの政党人、浅野総一郎・朝吹英二・岩谷松平・大倉喜八郎・川崎八右衛門・古河市兵衛・渋沢栄一・荘田平五郎・安田善次郎などの実業家、東京代言人組合に属する風間信吉・相馬永胤・高梨哲四郎などの高名な代言人、栗本鋤雲・肥塚 龍・子安 峻・沼間守一・福地源一郎・藤田茂吉・箕浦勝人などのジャーナリスト、政治学者の加藤弘之、経済学者の田口卯吉、教育思想家の杉浦重剛、西洋農学者の津田 仙、帝国大学総長の渡辺洪基、元老院議員の林 友幸、草創期の写真家江崎礼二、郵便事業の創始者前島 密など、当代の著名人が名をつらねる。しかしこれら著名人から初回所得税調査委員に選出されたのは、福地源一郎と江崎礼二のみであり、著名人が所得税調査委員に選出されることは、むしろ少ないといえる⁽⁷⁰⁾。

前表中各区の上段は、区会議員の経験者である。明治12年1月の「区会町村会規則」にもとづく初回区会議員選挙は、同12年2月に行われたが、初回区会議員の使命は、区会の権限、議長選挙、議事規則など本格的な区会構築のための「区会規則」の議決と、東京府会の「東京戸数割規則」にもとづく区内戸数割課額の議定が中心であった⁽⁷¹⁾。

「区会町村会規則」では、区会議員の任期は4年、2年ごとに半数を改選する定めであったから、各区では新しく区会規則が設けられると、新規則にもとづく区会を設けるため、翌明治13年8月、第2回の定期半数改選を実施した。第3回の半数改選は明治15年に実施した。

明治17年6月に「区会町村会規則」を改正し、議員任期は6年、3年ごとに半数改選と改め、議員定数を各区とも10人とした⁽⁷²⁾。同年中に定員10人の第4回定期改選、3年後の明治20年に第5回定期半数改選を実施している。したがって市制町村制の施行で明治22年5月、15区を基礎に東京市が誕生し、同11月から12月にかけての新区会議員選挙までに、旧区会議員の

(70) 著名人の職業などは主に、鳥海靖ほか『日本近現代人名辞典』（吉川弘文館、2001）。

(71) 藤本・前掲注（69）。

(72) 藤本・前掲注（69）。

定期改選は都合 5 回行われたことになる。

ただし欠員補充のための選挙は、初回選挙時から東京市制発足までのあいだに数多くあって、当選者全員の補足はむずかしく、赤坂区・下谷区などは、明治 17 年 7 月の「区会町村会規則」改正前に従来の半数改選を実施し、規則改正後、第 4 回に相当する定員 10 人の定期選挙を実施したが、この 2 区以外の改正前選挙の実施有無は確認できない。また区長から東京府に報告される選挙結果なども、第 1 回は 15 区全部が判明するが⁽⁷³⁾、第 2 回は不明、第 3 回は 9 区分のみ⁽⁷⁴⁾、第 4 回は 10 区分のみ⁽⁷⁵⁾、第 5 回不明であり、所在の自治体史などで可能なところはおぎなったものの、各区区議員経験者が実際に当選した区区議員の全員でないことは、指摘するまでもないであろう。

東京 15 区の初回町村選挙人は総勢 507 人、このうち区区議員経験者は 183 人、経験率は下谷区の 70 パーセントが最高で、最低は牛込区の 12 パーセント、平均は 36 パーセントと高い。また町村選挙人の互選で選ばれた所得税調査委員 83 人のうち、区区議員経験者は 55 人で、経験率は実に 66 パーセントもの高率となり、赤坂区にいたっては全員が区区議員経験者である。

しかも次に示す所得税調査委員は、所属の区を代表し、明治 11 年 12 月より区会に先立ち常設となった東京府区議員との兼職者であったり、前府区議員であった。

(73) 東京都公文書館蔵・前掲注 (68)。

(74) 東京都公文書館蔵「明治 15 年 回議録」612・C7・5。

(75) 東京都公文書館蔵「明治 17 年 回議録」613・D7・5。

〔区名〕	〔府会議員兼務者〕	() 前府会議員
麴 町	垣見八郎右衛門 菅谷政勝	(末吉忠晴)
神 田	吉田幸作 伊東茂右衛門	
日本橋	菊池長四郎 安田善次郎 藤田茂吉	(渡辺治右衛門)
京 橋	鳥海清左衛門 稲田政吉 木寺安教 牧山源兵衛	(喜谷市郎右衛門)
芝	山田忠兵衛 木村荘平 小松崎茂助 田島安太郎	(手塚長八)
麻 布	笠井庄兵衛 矢島作郎	(多羅尾光應) (梶江新兵衛)
赤 坂	太田次郎 苗村又右衛門	(川島喜三郎)
四 谷	岩崎伝次郎	
牛 込	小島官吾 (升本喜兵衛)	(西川勘兵衛)
小石川	芳野世経 青柳三郎兵衛 佐藤正興 一色健郎	
本 郷	松南宏雅 (山中松五郎)	
下 谷	福地源一郎 鈴木信仁 阿部孝助	
浅 草	須藤時一郎 青地幾次郎 高梨哲四郎 沼間守一	
本 所	青木庄太郎	
深 川	加藤茂兵衛 (比田源吉)	

総勢 46 人 (前府会議員 11 人)

所得税調査委員 83 人のうち府会議員を兼ねるのは 35 人、この兼職率は 42 パーセント、経験率は 55 パーセントの高率となる。

府会議員を兼ねる所得税調査委員の福地源一郎は、明治 12 年府会発足時の初代府会議長、明治 18 年にも府会議長に選ばれており、沼間守一は明治 15 年と同 17 年の第 2 代府会議長、芳野世経は明治 23 年の第 3 代府会議長である⁽⁷⁶⁾。

明治 11 年の地方税規則では、地方税に営業税雑種税・地価割・戸数割をみとめた。東京府会では、事前に「東京戸数割規則」を定め、府税である戸数

(76) 東京府『東京府史』府会篇第 1 卷 (1929)。

割の課税額を予定し、それを各区に割当てた。

明治12年の初区会では、区会議員は区内各戸の等級・乗率・免税者などを調査し、戸数割の割当額を議定した。もっとも浅草区会では区会を延期し再議しても容易に議定できず、継続審議としている⁽⁷⁷⁾。

戸数割は当初、現住者から徴収したが、居住者の移動が激しい区部では現住者の掌握が困難を極めたため、明治15年、政府の許可を得て戸数割を家屋税に改め、家屋税負担者を家屋所有者とした⁽⁷⁸⁾。

東京府の「区会町村会規則」では、区会は「其区限ノ経費ヲ予算シ、及ヒ其課賦方ヲ設クル事」(第1条第2項)⁽⁷⁹⁾とあり、区会議員は所属区の区費も議定しなければならない。区入費は主に地租割、家屋税割などである。すなわち区会議員は区入費を議定したが、府税としての戸数割、明治15年からは家屋税を調査し議定したのである⁽⁸⁰⁾。したがって区会議員は戸数割や家屋税など地方税の調査・議定を通じ、町民の租税負担力に精通し得る立場にあったことになる。

町村選挙人の「部」と、区会議員の「部」では、選挙区域・定数がほぼ同じで、選出方法も有資格者の互選方式と同じであった。選挙区域・定数が同じで、有資格者の互選方式も同じならば、ことなる選挙を実施しても、町村選挙人に区会議員を兼ねる人物が選ばれる可能性は高い。さらに両方を兼ねる一定数のなかから互選により、所得税調査委員を選ぶわけだから、兼職者の割合はなおさら高まることになる。すなわち所得税調査委員に区会議員経験者が多い理由は、所得税調査委員選出の基礎にある町村選挙人の選出システムに、区会議員選出と同じシステムを採用したところに求められるのである。

次に所得税調査委員は、納税者個々の所得を調査し、議定する責務があっ

(77) 藤本・前掲注(69)。

(78) 安藤・前掲注(13)。

(79) 東京都・前掲注(66)。

(80) 本郷区役所『本郷区史』(1937)。

た。区会議員は家屋および家屋所有者などを調査し、地方税としての戸数割あるいは家屋税を議定した経験があり、かつ調査上町民個々の租税負担力を知り得る立場にあった。このような区会議員をできるだけ多く所得税調査委員に確保することは、所得税議定の基礎である調査力を高め、所得税執行の正確性を高めることに結果する。所得税調査委員に区会議員をできるだけ多く確保する意図は、所得税調査委員選出の基礎にある町村選挙人の選出システムに、区会議員選出と同じシステムを採用することで実現可能となる。すなわち所得税調査委員に区会議員経験者が多数となったのは、税務当局の政策的な意図の実現、と考えられるのである。

明治18年末の段階で、東京15区の地主数は、およそ1万9300人、これら地主の地価総計は1580万円、1人当たり平均地価は800円をわずかに上回る⁽⁸¹⁾。当期、地価の税率は2.5パーセント、地価800円超の地租額は20円を上回り、大地主といえる。

町村選挙人総勢507人うち、地主は406人、非地主は101人、4対1の割合で地主が多い。所得税は資産または営業その他より生じる所得に課税される（「所得税法」第1条）。したがって大地主は、土地・家屋などの資産運用所得に加えて、自己の営む営業その他の所得も大きな資産家である。いっぽうの非地主も、自己の営む営業その他の所得が源泉であるが、大きな所得源泉をもつ資産家であるといえよう。

各区の地主に占める800円超地主の割合を求めると、もっとも低いのは赤坂区の5パーセント、逆にもっとも高いのは神田区の71パーセントで、平均で36パーセントの高率となる。すなわち15区の町村選挙人は5分の4が地主であり、しかもその3分の1強が大地主で占められたのである。

区会議員の被選挙権資格は、20歳以上の男子で、区内に土地を有する者、また府会議員のそれは25歳以上の男子で、府内で地租10円以上を納める者

(81) 東京都公文書館蔵「管内地価調」(604・C3・1)より集計。当年の東京15区は2万3800筆、これらから寺院や法人、公共地などを除き、かつ地主ごとに所有地の名寄を実施したところ、地主数は1万9340人となった。

などであり、これら地方議員は地主議員の代名詞といえる存在であり、非地主は地方議員などの社会的活動に参画できない仕組みであった。しかし町村選挙人で非地主の101人は、官吏や現役軍人でない限り、所得税調査委員になれる可能性を得ることができた。すなわち所得税の導入は、非地主に対しても、所得税調査委員というかたちの社会的活動に参画できる機会を拓いたのである。

3 所得税執行の様相

東京府の初代収税長は、明治17年5月26日に発令となった田中正道である⁽⁸²⁾。田中正道は明治20年8月、高崎五六東京府知事の口諭「収税官吏心得」を収税長として筆録している⁽⁸³⁾。この事実から同時期に佳境となった所得税執行体制の構築を収税長として統轄する立場にあったことが判然とする。

明治19年7月の地方官官制では、各府県に、収税長と収税属を置き、収税長は1人、奏任官で、知事の命を受け、租税の賦課徴収・徴税費に関する事務をつかさどり、収税属は判任官で、収税部に属し、収税長の指揮を受け、その主務に従事するとした。

東京府では、同年7月、「東京府庁庶務細則」を定めるとともに、収税部の庶務細則は別に定めるとし、次いで同年8月、収税部は賦税課・徴収課・徴税費課・検税課の4課制とし、「東京府収税部細則」を定めた。

同年7月の地方官官制では、数郡に郡長1人、毎区に区長1人、書記若干人を置き、郡区書記は郡区長の命を受け、庶務を分掌するとした。同年12月28日、東京府は「郡区役所庶務規程」を定め、区役所事務を庶務・戸籍・収税・出納の4掛に分け、各掛に掛長1人、掛員若干人を置き、書記がその事務を分掌し、収税掛は国税地方税地籍など収税に関する一切の事務を掌理

(82) 牛米・前掲注(35)。

(83) 東京都公文書館蔵「明治20年 本庁定規」616・B6・25。

するとした⁽⁸⁴⁾。郡区の国税収税事務は、区長のもとで収税掛の掛長・掛員などの書記が担当することになった。

所得税導入直前の時期、東京府では、府知事高崎五六を総轄責任者とし、収税長田中正道が収税部収税属を主導し、かつ郡区長と郡区書記が従事する国税収税事務体系に依拠し、所得金高届の受理、届出洩れ問合せ、町村選挙人選挙、所得税調査委員選挙、調査委員会など、所得税執行体制の構築に向けた態勢が整えられたのである。

初年度の所得税執行事務が難事であったことは、納税者と直接接する立場にあった郡区書記に関する次の事例からもうかがうことができる。

ひとつは、明治20年12月10日づけ、東多摩南豊島郡長益田包義より東京府収税長田中正道宛に提出された上申書で、郡書記井口作太郎に給付する賞与金と、辞令書中に「事務勉勵、且所得税調査に付云々」を付すことにつき、指令を求めたものである⁽⁸⁵⁾。

所得税ハ本年創始ノ事務ニ候處、当郡ニ於テハ殆ンド標準額ニ相達シ、僅ニ二十五円余之不足ヲ生ジ遺憾ニ候得共、畢竟此額ニ達シ候ハ、全ク主任書記ニ於テ前後ノ辛苦不一方尽力ノ結果タルヲ確信ス

いまひとつは、明治20年12月1日づけの「所得税調査ニ付区書記へ勉勵賞与金支出議案」で、15区主任書記68人に給付する賞与金について、常置委員へ諮問したさいの一文である⁽⁸⁶⁾。

所得税ノ施行タル本邦未曾有ノ新法ニシテ、容易ノ事業ニ非ラサルハ論ヲ竣タス、且本府ハ全国ノ枢機ニ位シ、其如何ハ大体ニモ影響ス可キモノアルヲ以テ、調査上最モ鄭重ヲ旨トシ、本年六月ヨリ之ニ従事シ、予

(84) 東京都『東京市史稿』市街篇第71(1980)。

(85) 東京都公文書館蔵「明治20年 往復録二」616・D8・12。

(86) 東京都公文書館蔵「明治20年度 府会議録」616・C3・10。

メ分限簿ヲ製シ、人民各自届出ニ係ルモノ、概子確實ナラス、到底其俛ヲ以テ、調査委員会ニ付シ難キモノニ付、更ニ一層精密ノ調査法ヲ講究シ、各郡区長ハ勿論、之ニ従事スル所ノ主任吏員孰モ銳意熱心、以テ調理ヲ遂ケ、其届洩及ヒ不相当ノモノハ、丁寧説諭、其当ニ帰着セシメル次第ニシテ、各区長及ヒ主任吏員ハ本年六月爾来、早出晩退ヲ以テ其事務ニ服シ、実ニ非常ノ尽力ト耐忍トニ因リ、稍不衡ナキ結果ヲ奏シ候義ニ付、慰労トシテ相当ノ勲励賞与ヲ為ス可キニヨリ、予備費ノ内ヨリ本項ノ金額支出ヲ要ス

これらの上申や諮問が行われた明治20年12月初旬は、東京15区の町村選挙人選挙や所得税調査委員選挙が結了の時期であった。結了時期のこれら上申文や諮問文からは、所得税の執行が容易な事業ではなかったこと、また東京府が「全国ノ枢機」の位置にあったことから、東京府における所得税執行の帰趨が全国的に影響をおよぼす可能性のあったこと、東京府の所得税執行事務は、明治20年6月1日の東京府「所得税調査委員選挙及委員会細則」布達後から着手したこと、事前に作成した分限簿と所得金高届との突きあせでは、極めて多くの不備があり、また届出洩れなども多数で、そのまま調査委員会に提出できるような内容でなかったところから、その更正事務は、各区長と郡区書記による「早出晩退」の激務、「不一方尽力」を要したことなど、所得税事務の執行は相当に困難であったことが判然とする。そしてこのような執行事務の困難さ、長期化が、東京府の所得税調査委員選挙などの延期・再延期の一因であった、と考えられるのである。

第3章 東京市の導入初期所得税執行体制

1 所得税執行体制の沿革

市制町村制は明治21年4月25日に公布され、翌22年4月1日から漸次施行されることになった。市制は人口2万5000人以上の市街地、2万5000人未満でも将来都市として発展の見込みのある地域に適用されることになり、明治23年2月までに40市が発足した。しかし一般市制の市長が市議会で選ばれる公選制なのに対し、東京市と大阪市、京都市には、官選府知事が市長を兼務する市長官選制など特別市制が適用された。

明治22年5月、麴町・神田・日本橋・京橋・芝・麻布・赤坂・四谷・牛込・小石川・本郷・下谷・浅草・本所・深川の15区に市制が施行され、東京市が発足した。東京市を囲繞する荏原・東多摩南豊島・北豊島・南葛飾・南足立の5郡には、町村制が施行された⁽⁸⁷⁾。

東京市が発足しても、区制事務はしばらくのあいだ、従前の区長が執行した。明治22年6月、従前の区役所を東京市区役所に改めるとともに、同年7月1日よりの開庁が告げられ、7月2日には、15区の新区長が告示された⁽⁸⁸⁾。

政府は市制町村制の施行に際し、明治22年3月、「国税徴収上、市町村ノ関係ヲ明カニシ、併テ徴税上官民ノ権利義務、即チ賦課徴収ノ方法、及ヒ之ニ関スル先取権期満免除等ノ要則ヲ規定スルノ必要アル」⁽⁸⁹⁾として、国税徴収法を定めた。国税徴収法では、地租および勅令で定める国税の徴収は市町村への委託とし、勅令で定める国税の徴収には、交付金制度を導入した。また徴税令書の発給は、市に対しては府県知事、町村に対しては郡長が行うとしたが、同年9月、町村に対する徴税令書の発給も、府県知事が行うことに統一した。

(87) 東京都『東京百年史』第2巻（1972）。

(88) 東京都『東京市史稿』市街篇第77（1986）。

(89) 国税庁税務大学校租税資料室『租税資料叢書第2巻 明治前期国税徴収沿革』（1987）。

東京市では、明治 22 年 6 月、「国税徴収及市歳入其他ノ事務ヲ区長ニ委任ノ件」（市告示第 2 号）を布告し、「東京市会ノ議決ヲ経テ左ノ事務ヲ区長ニ委任シテ掌理セシム」とし、東京市長に委託された「国税徴収法ノ内市長及収入役ノ事務」、すなわち国税徴収を区長への委託事務と定めた⁽⁹⁰⁾。

大蔵省では、明治 22 年 5 月、同年 7 月 1 日以降、各郡市役所所在地に府県収税部出張所を設けることにし、出張所の取り扱い事項を定めた。府県収税部出張所では、それまで郡区長に委任していた多数の国税収税事務を引き継ぎ、取り扱うことになったのである⁽⁹¹⁾。

東京府では、明治 22 年 6 月、次のように各収税部出張所の位置・管轄区域を示し、7 月 1 日よりの開庁を告げ、かつ「土地ニ関スル願届・国税ニ課スル諸営業鑑札ニ関スル願届・船車検印ニ関スル願届・諸印紙ニ関スル願届・収入官吏ニ関スル事項」などは、これら出張所に提出することを指示した⁽⁹²⁾。

(収税部出張所)	(位置)	(管轄)
東京府収税部幸橋出張所	東京府庁構内	東京市一円
東京府収税部品川出張所	荏原郡役所内	荏原郡一円
東京府収税部新宿出張所	東多摩南豊島郡役所内	東多摩南豊島郡一円
東京府収税部板橋出張所	北豊島郡役所内	北豊島郡一円
東京府収税部千住出張所	南足立郡役所内	南足立郡一円
東京府収税部小松川出張所	南葛飾郡役所内	南葛飾郡一円

なお、東京府収税部新宿出張所は、明治 22 年 12 月、東京府収税部淀橋出張所と改称し、東多摩南豊島郡役所内に置かれることになった⁽⁹³⁾。

国税徴収法の公布と同時に、勅令で定める国税として所得税のほか、自家用料酒鑑札料・菓子税（製造税・製造営業税・仲買営業税・小売営業税）・

(90) 東京市参事会編纂『東京市例規類集』（1897）。

(91) 牛米・前掲注（25）。

(92) 明治 22 年「東京府令」第 95 号（東京都公文書館蔵「警視庁東京府公報」明治 22 年 6 月 15 日号）。

(93) 明治 22 年「東京府告示」第 107 号（「警視庁東京府公報」明治 22 年 12 月 20 日号）。

煙草税（製造営業税・仲買営業税・小売営業税）・売薬営業税・船税・車税・牛馬売買免許税・猟銃免許税の9税目が示された⁽⁹⁴⁾。

そして市制町村制施行地の所得税については、市制施行地の所得金高届は市長を経て府県知事、町村制施行地では町村長を経て郡長に提出し、所得税調査委員は郡役所管轄内と市に、東京・京都・大阪の3市は区に置き、各区域で選挙を行ない、町村選挙人は府県知事が市に、東京ほか3市が区に、郡長が町村に若干名を置くとし、従来、区長の職務であった下調べ書の作成と調査委員会への提出などの事務は、すべて府県知事が執行することなどを定めた（明治22年4月22日「法律」第14条）。

さらに同年5月7日、市制施行地では所得税法の実施に関し、府県知事・大蔵大臣の認可を受け、若干名の臨時取調掛を置き、所得税調査の下調べができるように定めた（明治22年「大蔵省令」第7号）。翌8日、東京府知事は「更正ニ関スル件ハ臨時収税官吏派出ノ上協議ニ及フヘシ」⁽⁹⁵⁾と訓令し、区役所の下調べ調査、すなわち更正事務に関し臨時収税吏員の派遣を指示した。

東京府では、明治22年5月、各郡区長が取り扱ってきた所得税事務のうち、下調べに関わる事務を東京府知事の職掌に移すことを明らかにした⁽⁹⁶⁾。したがって従来各區長が執行していた所得税事務の課税に関わる事務は、東京府知事の設ける収税部幸橋出張所（東京府庁内）が執り行うこととなり、区長が執り行う所得税事務は、所得金高届の受付、所得税等級金額の決定通知、町村選挙人・所得税調査委員などの選挙事務、および所得税徴収などとなったのである。

明治23年10月、地方官官制が改められ、収税部を直税署・間税署とし、直税署は直税の賦課・租税徴収・徴税費、間税署は酒造税など間税の賦課と

(94) 国税庁税務大学校租税資料室『租税資料叢書第3巻 明治前期国税徴収沿革（参考法令編）』（1988）。

(95) 東京都公文書館蔵「明治22年 東京府内訓」617・C2・2。

(96) 明治22年「東京府令」第77号（「警視庁東京府公報」明治22年5月14日号）。

犯則者処分を執行し、収税長はそれぞれ直税署長および間税署長となり、収税属は直税分署・間税分署に配属されることになった⁽⁹⁷⁾。

東京府では、明治23年11月、次のように直税分署および間税分署の位置を定め、同月24日よりの開庁を明らかにした⁽⁹⁸⁾。

東京府直税署幸橋分署・東京府間税署幸橋分署（東京府庁構内）

東京府直税署四谷分署・東京府間税署四谷分署（四谷区尾張町6番地）

東京府直税署万世橋分署・東京府間税署万世橋分署

（神田区須田町23番地）

東京府直税署厩橋分署・東京府間税署厩橋分署

（浅草区浅草田島町20番地）

東京府直税署新大橋分署・東京府間税署新大橋分署

（日本橋区箱崎町1丁目3番地）

東京府直税署品川分署・東京府間税署品川分署（荏原郡役所内）

東京府直税署淀橋分署・東京府間税署淀橋分署

（東多摩南豊島郡役所内）

東京府直税署板橋分署・東京府間税署板橋分署（北豊島郡役所内）

東京府直税署千住分署・東京府間税署千住分署（南足立郡役所内）

東京府直税署小松川分署・東京府間税署小松川分署（南葛飾郡役所内）

なお、東京府では、明治24年7月、次の2署の移転と移転位置を示し、同月中の完了を指示した⁽⁹⁹⁾。

東京府直税署万世橋分署・東京府間税署万世橋分署

（神田区錦町3丁目2番地）

東京府直税署厩橋分署・東京府間税署厩橋分署

（浅草区浅草南元町38番地号）（大蔵省主管米廩構内）

(97) 牛米・前掲注(25)。

(98) 明治23年「東京府告示」第71号（「警視庁東京府公報」明治23年11月18日号）。

(99) 明治24年「東京府告示」第70号（「警視庁東京府公報」明治24年7月24日号）。

東京府では、明治24年3月、次のような9項目の所得税に関わる取り扱いを各区に示し、直税分署と区役所の事務分担を明確にした⁽¹⁰⁰⁾。これによれば、区長の所得税調査委員選挙の事務は、手続き的な事務のみとなったことが判然とする。

- ① 所得金高届を納税者より受理したときは、区役所はその住所・氏名を戸籍に对照して直税分署に送致する。
- ② 所得金高届の未提出者でも、営業その他の状況により納税者とみとめられるときは、区役所はこれに注意し、遺漏なく届出をなさしめる。
- ③ 所得税調査委員選挙人の選挙人・被選人資格届の用紙は直税分署より送付し、区役所はこれを納税者に付与して、所得金高届と同時に差出させ、直税分署に送致する。
- ④ 直税分署より町村選挙人選挙の通牒、町村選挙人投票用紙、被選人資格者名簿を送致したときは、区役所は投票用紙を被選人に付与し、被選人資格者名簿を告示する。
- ⑤ 直税分署長より町村選挙人当選の通知書を発するときは、区役所はこれを当選人に送達する。
- ⑥ 直税分署より所得税調査委員・補欠員選挙の通牒、投票用紙、被選人資格者名簿を送付したときは、区役所は投票用紙を町村選挙人に付与し、被選人資格者名簿を告示する。
- ⑦ 区役所は所得税調査委員・補欠員の当選状を渡すとき、当選人を区役所に召喚する。
- ⑧ 直税分署より調査委員会開会の通牒、所得税調査委員召集状を送付したときは、区役所は役所内に会場を設け、召集状は所得税調査委員に送達する。
- ⑨ 直税分署より所得税等級金額の達書を送付したとき、区役所はこれを本人に送達する。

(100) 明治24年「東京府訓令」第19号（「警視庁東京府公報」明治24年3月13日号）。

東京府では、明治 24 年 5 月、「区所得税調査委員選挙及委員会細則」と「郡所得税調査委員選挙及委員会細則」を定めた。東京市の町村選挙人定数は次のように定めた⁽¹⁰¹⁾。

麹町区 25 人	神田区 35 人	日本橋区 35 人	京橋区 35 人
芝 区 25 人	麻布区 25 人	赤坂区 25 人	四谷区 25 人
牛込区 25 人	小石川区 25 人	本郷区 25 人	下谷区 25 人
浅草区 35 人	本所区 25 人	深川区 25 人	

(合計 415 人)

所得税調査委員と補欠員の定数は、明治 20 年当初とかわりなかった。また調査委員会の書記に直税分署員をあてることが定められたほかは、町村選挙人の 5 月 20 日以内選挙、所得税調査委員と補欠員の 5 月 31 日以内選挙、有資格者と投票日の 5 日前区内公告、投票用紙の事前付与、調査委員会 6 月開会などにかわりはみとめられない。

明治 26 年 4 月、神奈川県下の西多摩・南多摩・北多摩の 3 郡が、東京府に移管された。東京府では「郡所得税調査委員選挙及委員会細則」を改め、多摩 3 郡の所得税調査委員・補欠員の定数を、それぞれ西多摩郡 3 人・2 人、南多摩郡 5 人・3 人、北多摩郡 3 人・2 人とした。また投票用紙は選挙当日に選挙会場で付与することにし、調査委員会は 7 月開会に改めた⁽¹⁰²⁾。

明治 26 年 10 月、地方官制が改正され、直税署・間税署を再び収税部とし、直税分署・間税分署は、収税署に統合されることになった⁽¹⁰³⁾。

東京府では、明治 26 年 11 月、府下の収税署は 12 月 1 日より、直間税分署所在の場所に設置するとし、従来、直間税分署に差出させていた国税に関する願届書は、同日より所轄収税署に差出すとした⁽¹⁰⁴⁾。東京府の収税署は、

(101) 明治 24 年「東京府令」第 45 号（「警視庁東京府公報」明治 24 年 5 月 13 日号）。

(102) 明治 26 年「東京府令」第 20 号、第 21 号（「警視庁東京府公報」明治 26 年 4 月 12 日号）。

(103) 牛米・前掲注 (25)。

(104) 明治 26 年「東京府告示」第 66 号、第 67 号（「警視庁東京府公報」明治 26 年 11 月 27 日号）。

旧直税署・間税署所在地に、幸橋・四谷・万世橋・新大橋・厩橋の区部5署、品川・淀橋・板橋・千住・小松川・青梅・八王子・府中の郡部8署を確認できる⁽¹⁰⁵⁾。

東京府では、明治26年11月、「収税署所得税事務取扱要領」17項目を定めた。これによると、市の収税署については、所得税は所得税台帳を調製し、税額調定に供用する（「要項」第1条）。所得税調査委員選挙などは、明治24年東京府訓令第19号により執行する（「要項」第3条）、毎年4月1日より下調べに着手、所管事項は下調台帳に記入し、他管の事項は当該官庁に通報する（「要項」第4条）。

また所得金高届は下調台帳と照合し、不当とみとめるものはその事由を説示し訂正させる（「要項」第5条）。所得金高届の届出期限を経過したときは、下調台帳につき遺漏の有無を精査する（「要項」第7条）。調査委員会が結了したときは、議定簿により所得税等級金額を定めて納税者に通知し、所得税台帳に記入する（「要項」第8条）、などを定めた⁽¹⁰⁶⁾。

明治29年10月、税務管理局官制が公布された。税務管理局は大蔵大臣が直轄し、内国税務を掌理、税務管理局管内の須要の地に税務署を置き、税務管理局・税務署に税務職員を分属させて、内国税務を分担することになった。税務管理局官制により、全国にあわせて23局、520署が設けられ、これらは北海道を除き明治29年11月1日より、北海道の3局18署は翌30年4月1日よりの施行が定められた⁽¹⁰⁷⁾。ここに大蔵省が直轄する国税組織が整えられたのである。

東京府では、東京税務管理局を東京市麹町区大手町1丁目に置き、府下の13収税署を税務署とし、その位置、管轄を次のように定めた⁽¹⁰⁸⁾。

(105) 大蔵省主税局『主税局第20回年報書』明治26年度（1895）。

(106) 国税庁税務大学校租税資料室『租税資料叢書第7巻 国税行政機関関係法令規集1』（1994）。

(107) 国税庁税務大学校租税資料室・前掲注（106）。

(108) 国税庁税務大学校租税資料室・前掲注（106）。税務署位置は印刷局『明治33年 職員録』（1901）。

【署名】	【位置】	【管轄】
幸 橋	芝区愛宕町	京橋区 芝区 麻布区 伊豆七島 小笠原島
四 谷	麹町区紀尾井町	麹町区 牛込区 四谷区 赤坂区
万世橋	神田区表神保町	小石川区 本郷区 神田区
新大橋	日本橋区北新堀町	日本橋区 深川区
厩 橋	浅草区南元町	浅草区 下谷区 本所区
品 川	荏原郡品川町	荏原郡
淀 橋	豊多摩郡淀橋町	豊多摩郡
板 橋	北豊島郡板橋町	北豊島郡
千 住	南足立郡千住町	南足立郡
小松川	南葛飾郡小松川町	南葛飾郡
青 梅	西多摩郡青梅町	西多摩郡
八王子	南多摩郡八王子町	南多摩郡
府 中	北多摩郡府中町	北多摩郡

明治32年2月、所得税法の全文が改正され、従来の町村選挙人、所得税調査委員、調査委員会は、それぞれ調査委員選挙人、調査委員、所得税調査委員会と改称、所得税は第1種の法人、第2種の公債社債利子、第3種の個人に区分した（「改正所得税法」第3条）。そして個人の所得金額は所得税調査委員会の調査により政府が決定するとし（「改正所得税法」第9条）、所得税調査委員会は諮問機関に移行した。また政府が所得税調査委員会の決議を不当とみとめるときはこれを再調査に付し、不当とみとめたとき、あるいは再調査に付して15日以内に調査が終了しない場合は、政府が所得金額を決定し（「改正所得税法」第31条）、税務署またはその代理者は所得税調査委員会に出席して意見を陳述でき（「改正所得税法」第32条）、税務署またはその代理者は調査上必要あるときは納税者とみとめる者に所得に関する事実を質問できるとして（「改正所得税法」第34条）、税務当局の課税権は従来に比べ格段に強化されることになった。

また税務署管内に所得税調査委員会を置き（「改正所得税法」第11条）、調査委員の選挙区域は税務署の管轄区域により、調査委員選挙人の選挙区域は市町村とし、東京市・京都市・大阪市・札幌区・函館区はその区とした（「改正所得税法」第13条）。調査委員選挙人の選挙事務は市区町村長または戸長が執行し、調査委員の選挙事務は税務署長の執行とし（「改正所得税法」第16条）、税務署長は選挙期日を定め、少なくとも7日前に公示して、調査委員・補欠員の選挙を実施（「改正所得税法」第21条）、選挙終了後、当選者の氏名を公示する（「改正所得税法」第22条）、などが定められ、従来、東京市の各区長が行っていた選挙事務は、区内の調査委員選挙人の選挙事務に限られることになった。

そして個人所得の納税者は、所得の種類・金額を所轄税務署に申告し（「改正所得税法施行規則」第4条）、税務署長は毎年個人の所得につき、納税者または納税義務ありとみとめる者の所得金額を調査して調査書を作成し、これを所得税調査委員会に送付する（「改正所得税法」第10条）。税務管理局長は、所得税調査委員会の調査、あるいは再調査により所得金額を決定し、納税者に通知する（「改正所得税法施行規則」第13条）。

納税者が政府の通知した所得金高に異議がある場合、通知を受けた日より20日以内に、政府に申出て、審査を受けることができ（「改正所得税法」第36条）、納税者から不服申出のあった場合、審査委員会を開き、その決議により決定するが、審査委員会は収税官吏・調査委員により組織する（「改正所得税法」第37条）。収税官吏の審査委員は大蔵大臣が任命し、調査委員の審査委員は税務監督局管内の調査委員を毎年選挙する（「改正所得税法施行規則」第16条）。税務管理局長は審査委員会の決議により所得金額を決定し、これを納税者に通知する（「改正所得税法施行規則」第30条）とし、改正所得税法は明治32年分所得税よりの実施が明らかにされた（「改正所得税法」第48条）。

ここに申告から決定までの所得税徴収事務は、従前の府県知事の管掌を離れ、大蔵省が直轄する税務管理局・税務署の国税組織が行うことになったの

である⁽¹⁰⁹⁾。

2 東京市の所得税位置

明治 20 年度における国家歳入はおよそ 8816 万円で、国税総額は 6626 万円⁽¹¹⁰⁾、同年の国内総人口は 3907 万⁽¹¹¹⁾。明治 20 年導入初年度の所得税収は 7 月から 12 月までの半年分で 53 万円、同納税者 12 万人で、所得税収入の歳入および国税総額に占める割合は、それぞれ 0.6 パーセント、0.8 パーセントとわずかであり、また総人口に占める所得税納税者の割合も 0.3 パーセントにすぎない。予算あるいは国税に占める所得税の規模は、極めて小さかったのである。

明治 20 年度東京府管内の国税徴収額はおよそ 154 万円、人口 110 万人、所得税 18 万円、納税者 2 万 3000 人である⁽¹¹²⁾。東京府所得税額の管内国税徴収額に占める割合は 12 パーセント、同府の人口に占める所得税納税者の割合は 2 パーセントと低い。また前 19 年度の東京府国税徴収額は 141 万円あまりであるから、これを基準にすると、所得税の増税率は 13 パーセント。しかし明治 20 年度は半年分の税収にすぎないから、はじめて 1 か年分を徴収した翌明治 21 年度の所得税額 36 万円あまりを同 19 年度の国税徴収額と比べると、26 パーセントの高率となる。しかも東京府の所得税額・所得税納税者の全国所得税額および所得税納税者に占める割合は、それぞれ 34 パーセント、19 パーセントもの高率となる。すなわち東京府の所得税導入による増税割合は高く、かつ税額で全国の 3 分の 1、同じく人員で 5 分の 1 の集中がみられるわけで、東京府の所得税負担は非常に高かったことが判明する。

明治 22 年市制町村制の施行時、東京府管内で徴収される国税は、すでに指

(109) 改正所得税法などは、明治財政史編纂会『明治財政史』第 6 巻 租税内国税（丸善株式会社、1904 年）。

(110) 以降各年の全国の税額などは国税庁『国税庁統計年報書』第 100 回記念号（1976）による。

(111) 内閣統計局『日本帝国第 8 統計年鑑』（1889）。

(112) 東京府『東京府統計書』明治 20 年度（1888）。

摘した地租・所得税・自家用料酒鑑札料・菓子税・煙草税・売薬営業税・船税・車税・牛馬売買免許税・猟銃免許税に加えて、酒造税・国立銀行税・証券印紙税・訴訟用印紙税・米商會所税・株式取引所税・醬油税・度量衡税の18税目である⁽¹¹³⁾。

これに明治23年からは、兌換銀行券発行税が加わる。同発行税は明治21年に創設され、日本銀行が発行する兌換銀行券に8500万円の制限を設け、これに制限外発行をみとめて、制限外発行額に課税し発行額を抑制する目的であったが、日本銀行がただ1人の納税者という、特別な性格の国税である⁽¹¹⁴⁾。

このほか東京府管内で徴収される国税には、明治26年に酒精営業税が加わり、また同年には、株式取引所税と米商會所税が併合されて、取引所税となる。取引所税は株式取引所における商品・有価証券・国債・地方債の売買約定高を課税標準とし、これも取引所がただ1人の納税者という、特別な性格の国税であった⁽¹¹⁵⁾。

これらに明治30年からは、営業税が加わった。営業税はそれまでの地方税を国税に移管することで設けられ、全国統一的な課税を実現させるため、明治29年に国税組織としての税務署が創設される契機となった税といわれている⁽¹¹⁶⁾。

営業税は建物賃貸価格・資本金・売上金・従業員数などのいわゆる外形標準を採用し、課税業種は24種、個人に加えて、法人をも課税対象とする特色があった。国税営業税の創設にともない酒造免許税・醬油営業税などは本税

(113) 東京府『東京府統計書』明治22年度(1890)。以降とくに断わらない限り東京府、東京市、郡部の各税目と数値などは各年『東京府統計書』による。

(114) 大蔵省『大蔵省百年史』上巻(1969)。

(115) 大蔵省・前掲注(114)。

(116) 大村巍「税務署の発足」(税務大学校論叢10、1976)。これに対して近年、牛米努氏は営業税を税務署発足の必然的前提とする従来の論議を避け、明治26年収税署の発足は大蔵省による帝国議會開設前後以来の直間税両部門直轄化の実現とし、明治29年発足の税務署は収税署を改称したにすぎず、税務署の創設は、大蔵省国税組織直轄化構想の実現である収税署の延長線上に位置づけなければならないことを論証している(牛米努「営業税と徴収機構」税務大学校論叢48、2005)。

に吸収し、菓子税・牛馬売買免許税・船税・車税などは地方税に移した⁽¹¹⁷⁾。

さてこれら東京府管内の国税徴収額は、明治22年およそ176万円、三多摩が神奈川県から東京府に移管された26年は206万円、日清戦後経営の始まる明治29年303万円、税務署による所得税収税事務が始まる直前の31年は420万円と増大し⁽¹¹⁸⁾、同年の国税徴収規模は明治22年に比べ、2.4倍にも膨らんだ。

この間、東京府の税収トップの国税は地租であった。明治22年は55万円で、全体の32パーセントを占め、25年には70万円に増え、全体の占有率も37パーセントに増加、トップの地位は28年までつづく。ところが明治29年は兌換銀行券発行税が92万円で、31パーセント、30年は営業税80万円で、24パーセント、31年は再び兌換銀行券発行税126万円で、30パーセントと、トップの地位はめまぐるしくかわるが、所得税がトップとなることはなかった。

明治26年4月、西多摩郡・南多摩郡・北多摩郡の三多摩が、神奈川県から東京府に移管された⁽¹¹⁹⁾。東京府移管時における三多摩管内の国税は、25万円である。すなわち明治26年に東京府の国税徴収額が200万円台に膨らんだ主な理由は、三多摩の東京府移管に求めることができる。

東京府管内の国税で、明治28年と29年を比べて増えた税目とその増収額は、酒造税2万円、所得税12万円、取引所税15万円、兌換銀行券発行税92万円が主なものである。日清戦争の戦費調達では、増税は行わず軍事公債の発行でまかなう方針がとられぬかれた。しかし日清戦後経営では増税が行われ、増税の対象は、酒造税、営業税と煙草専売制度の創設が主であったから⁽¹²⁰⁾、酒造税の増収が増税策を起因としたのに対し、いっぽうの所得税・取引所税・兌換銀行券発行税の増収は、日清戦時経済の活性化にともなう自然増により

(117) 大蔵省・前掲注(114)。

(118) 国税徴収額などは、東京府『東京府統計書』各年。

(119) 東京都・前掲注(87)。

(120) 大蔵省・前掲注(114)。

もたらされたとみることができよう。明治29年東京府管内国税額の300万円台突入の理由は、これら税目の自然増収に求められよう。

明治30年東京府管内の国税で、前年と比べもっとも高増収なのは、同年から施行された営業税の80万円、これに次ぐのは煙草税9万円、酒税7万円、所得税5万円などで微増である。逆に減収の甚だしいのは兌換銀行券発行税37万円、証券印紙税11万円がこれにつづき、地方税に移管された税目もあり、結局、国税額は30万円増の330万円にとどまった。もっとも営業税の国税化による増税割合は、前年の国税額303万円を基準にすると26パーセント増となり、導入時所得税の実質的な増税率とかわりがない。また営業税は納税相手が地方から国にかわっただけであり、負担者自体にかわりはない。

つづいて明治31年東京府の国税で、前年と比べ高増収なのは、兌換銀行券発行税70万円、営業税26万円であり、酒税は3万円、所得税は2万円で微増である。これらから明治31年に東京府管内の国税額が400万円台に膨らんだ理由は、兌換銀行券発行税の増収に加えて、戦後経営のために営業税を国税に移管したことによる増税と、その後の営業税の自然増収が大きく影響している、と考えることができる。

明治22年市制町村制の施行時に、東京市の人口は138万人、圍繞5郡をあわせて32万人である。明治26年における三多摩の東京府移管では、地積9億3000万キロ平方メートル、人口24万人の転入があり、東京府域は従前よりも2.9倍広がって14億3000万キロ平方メートル、郡部7郡をあわせて58万人となったが、東京市は128万人で、市制施行時よりも10万人減であった。しかし明治31年では東京市が150万人、郡部7郡が62万人であるから、日清戦争からその直後のわずかのあいだに、東京市の人口は20万人以上増えたのに対し、郡部7郡は4万人増にとどまった⁽¹²¹⁾。この場合、東京市は人口の大きな集積がみられる都市、郡部7郡は比較的集積の少ない農村、と位置づけることができよう。

(121) 東京市の人口および推移などは、東京府『東京府統計書』各年。

東京市・東京府の所得税納税者数と税額、東京市のトップ税目

項目 年台	市人員 (人)	府人員 (人)	人員占有率 (%)	市税額 (円)	府税額 (円)	税額占有率 (%)	トップ税目 (%)
明治20年	21061	23085	91.2	168318	179657	93.7	地 租 22.8
〃 21年	20811	22763	91.4	333189	355807	93.6	所得税 23.3
〃 22年	20465	22093	92.6	343544	359571	95.5	所得税 24.8
〃 23年	18732	20164	92.9	351188	367495	95.6	所得税 25.5
〃 24年	19247	20780	92.6	350962	370921	94.6	所得税 29.3
〃 25年		20999		337328	360938	93.5	所得税 26.1
〃 26年		21758			373097		(所得税)
〃 27年		21514			375121		(所得税)
〃 28年		20837			375121		(所得税)
〃 29年		23897		462773	499819	92.6	発行税 38.5
〃 30年	23826	26554	89.7	509425	550032	92.6	営業税 28.0
〃 31年	25628	28820	88.9	526350	573242	91.8	発行税 36.7

『東京府統計書』より集計。市の人員のうち明治20年は「官報」明治21年2月25日号、21年「官報」明治21年8月20日号、22年「官報」明治22年7月29日号、23年「警視庁東京府公報」明治24年7月29日号の「前年度比較」欄より算出、24年は『東京府統計書』、25年から29年は人員、26年から28年は税額も不明。発行税は兌換銀行券発行税。

上表は、明治22年の市制施行前後から明治31年にかけての東京市と東京府の所得税納税人員と所得税額、東京市の東京府に占める納税人員と税額の占有率、および各年の東京市管内の国税でトップを占める税目とその割合などである。

明治20年所得税導入当初の東京15区納税人員はおよそ2万1000人、明治22年市制施行年は2万人、明治24年は1万9000人と漸減したが、日清戦後の明治31年には2万6000人に増えた。この所得税納税人員の推移は、すでにみた東京市の人口推移と連動しており、所得税納税人員は10年間あまりで、およそ5000人の増加であった。市制施行年における東京市の所得税額は34万円であるが、31年には53万円に膨らんでいる。当時期における東京市管内所得税の増収は、所得税納税者の増加によりまかなわれたといえよう。

次に税額占有率をみると、もっとも高率なのは明治23年の96パーセント、もっとも低率なのは明治31年92パーセントであるが、不明年を除く各年の

平均は93パーセントをこえる高率である。この傾向は人員占有率でも同様であって、もっとも高率なのは明治23年93パーセント、低率なのは明治31年の89パーセント、不明年を除く各年平均はやはり91パーセントをこえる高率である。これら高率な両占有率は、所得税とその納税者が東京府域でも郡部の農村ではなく、区部の東京市に集中していることをあらわしており、所得税が都市を中心に課税される性格の租税であることを如実に示している。そして所得税が資産または営業その他より生じる所得を課税標準としたことをあわせ考えれば、都市のなかでも所得税の主な担い手は商工業者であった、といえよう。

さて東京市の国税でトップを占める税目に注目すると、明治20年の所得税が半年分でしかなかったことに起因する例外を別にすれば、明治28年までトップを占めつづけるのは所得税である。同じ時期、東京府全体のトップ税目は常に地租であった。これは所得税が都市を中心に課税される性格の租税なのに対して、いっぽうの地租は農村を中心に課税される性格の租税であり、農村地主が主な担い手であったことを示していよう。

東京市のトップ税目は明治29年兌換銀行券発行税、30年営業税、31年再び兌換銀行券発行税とめまぐるしく入れかわった。兌換銀行券発行税は納税者が日本銀行、課税標準が制限外兌換銀行券発行高という租税である。この特異な租税を別にすれば、明治31年東京市のトップ税目は、やはり営業税である。同年における東京市の営業税納税者数・納税額は3万7000人・101万円、郡部7郡はそれぞれ7000人・9万円であり、営業収益を課税標準とする営業税も、都市を中心に商工業者に課税されるという、所得税に類似の租税であったことが判然とする。しかも営業税は商社・銀行・鉄道会社・運輸会社などの法人をも課税対象とし、収税規模の大きな基幹税に位置づけられる。

明治32年分所得税から法人課税を導入した理由については、日清戦後経営の財源確保、改正条約発効にともなう外国人課税などの関係整理、民間企業

の勃興などが指摘されているが⁽¹²²⁾、この導入理由に、営業税による法人課税の実績、を加えることができると考える。

東京市の所得税が次にトップ税となるのは明治34年、以降、トップの地位は常態化する。この巨大都市における所得税トップ税化は、勿論、営業など資本主義的な経済活動の活性化にともなう個人および法人所得の増大によってもたらされたのである⁽¹²³⁾。

3 東京市の所得税構造

所得税は所得300円以上の富裕者を課税の対象とし、次の等級・税率を適用した（「所得税法」第4条）。

【等級】	【所得金高】	【税率】	【税額】
第1等	3万円以上	3%	900円以上
第2等	2万円以上	2.5%	500円以上
第3等	1万円以上	2%	200円以上
第4等	1000円以上	1.5%	15円以上
第5等	300円以上	1%	3円以上

所得等級の3等と4等のあいだには大きな階差があり、3等の所得金高1万円以上、税額200円以上から上の層は所得者上層、4等以下の層は所得者中層と位置づけることができよう。

これら等級区分にしたがい明治24年東京市の所得税等級金額をみると、納税者は全体で1万9247人、税額は34万円あまりである⁽¹²⁴⁾。このうち1等納税者は41人、2等41人、3等91人で、合計173人、合計税額16万8000

(122) 明治財政史編纂会・前掲注(108)。

(123) 日露戦争前後には、大阪、名古屋、神戸、横浜など東京以外の六大都市でも所得税トップ税化が実現し、国税全体でも所得税は基幹税に成長した。所得税の基幹税化、六大都市における所得税トップ税化が日本資本主義発達のうえでもつ意義などについては、鈴木・前掲注(12)を参照されたい。

(124) この税額と前表中の明治20年東京市所得税額とは、1万円あまりの差異がある。前者が調査委員会の議定額、後者が調定額という違いから生まれた差異と考えられる。

円。所得者上層が納税者全体に占める割合は、1 パーセントに満たないが、市の税額に占める割合は実に 49 パーセントをも占める。いっぽうの過半 51 パーセントを占めるのは、納税者全体の 99 パーセントを上回る所得者中層である。これら所得者中層の内訳は、4 等納税者 3437 人、税額 11 万円、5 等納税者 1 万 5637 人、税額 6 万円で、5 等納税者が圧倒的に多い。ここには、広範な所得者中層の存在と突出的な一部の所得者上層により所得税が支えられるという、首都東京の所得税構造を見出すことができる。

また東京市の 15 区で、1 区あたりの平均所得税納税者数および税額は、それぞれ 1283 人、2 万 3000 円である。この平均納税者数を大きく上回るのは、日本橋区 3301 人でその税額は 4 万 8000 円、次いで京橋区 1965 人・2 万 3000 円、芝区 1784 人・3 万円、麴町区 1738 人・3 万 7000 円、神田区 1591 人・6 万円、そして浅草区 1462 人・1 万 7000 円である。この 6 区のうちでは、日本橋区の納税者数と、神田区の税額が抜きん出て大きい。東京市でも土地資産などの活用が大きく、かつ大きな営業者が集中するのは、皇城を中心にして、城東から城南の範囲にある 6 区で、とくに日本橋区と神田区が際だっているといふ。

明治 24 年 8 月、東京商業会議所の設立に際し、東京府知事は各区長に対し、会議所の議員に相当する会員の選挙人・被選挙人名簿作成のため、東京市内で所得税 4 等以上の納税者、東京市内に存立する国立私立銀行および会社の調査を求めた⁽¹²⁵⁾。

商業会議所の事務・組織・会員資格などを定める規則では、会員の選挙権は会議所設立地の商業者（工業者も含む）で所得税を納める者とし、被選挙権は会議所設立地の商業者で、年齢 30 歳以上の男子および商事会社としていた（明治 23 年「商業会議所条例」第 6 条）⁽¹²⁶⁾。

商業会議所行政を直轄する農商務省では、事前に商業会議所の個人会員選

(125) 東京都『東京市史稿』市街篇第 82 (1991)。

(126) 明治 24 年『法令全書』。

出資格を所得税法第4条で定める4等以上所得者としている⁽¹²⁷⁾。4等以上に制限した理由は不詳だが、衆議院議員選挙の納税資格である直接国税15円以上の規定に連動する措置と考えられる。直接国税15円以上は、所得税ならば4等級が相当する。

ところで東京府では4等以上納税者の調査項目を、職業種類・住所・生年月・男女区別・明治24年所得税納税額・氏名などとし、商業を兼ねない官吏は記載を要しないとされた。

明治24年の各区長作成にかかる調査書に登載された所得税4等以上納税者はあわせて2250人、同年、東京市の所得税納税者は1万9247人である。実に88パーセントに相当する商工業者が、事前に東京商業会議所の会員資格からふるい落とされたことになる。

同年の東京市4等以上納税者はあわせて3610人、各区長の調査書では2250人、差し引き1360人の差異がみとめられる。この差異は、被選挙権者としては30歳以下の男子、選挙権者として商工業を兼ねない官吏などが調査書では除かれたからであろう。

導入所得税は総合課税であったから、これら調査書により個別に所得種類を掌握することは不可能である。しかし導入所得税には、次のような所得の定義がある。

公債証書其他政府ヨリ発シ若クハ政府ノ特許ヲ得テ発スル証券ノ利子、
営業ニアラザル貸金ノ利子、株式ノ利益配当金、官私ヨリ受クル俸給、
手当金、年金恩給及割賦賞与金ハ直ニ其金額ヲ以テ所得トス（「所得税
法」第2条第1項）

第一項ヲ除クノ外資産又ハ営業其他ヨリ生ズルモノハ其種類ニ応ジ収
入金高若クハ収入物品代価中ヨリ国税、地方税、区町村費、備荒儲蓄金、
製造品ノ原質物代価、販売品ノ原価、種代、営利事業ニ属スル場所物件

(127) 農商務省商務課『例規類抄』（1898）。

ノ借入料、修繕料、雇人給料、負債ノ利子及雑費ヲ除キタルモノヲ以テ所得トス（「所得税法」第2条第2項）

これは、前者が収入をそのまま所得と定める源泉の掌握しやすい所得、後者は必要経費など調査が複雑で、源泉の掌握しにくい所得と区分できる。

東京市の職業別納税者と納税額

職業・所得		等級				合計	占有率
		1等 (900円以上)	2等 (500円以上)	3等 (200円以上)	4等 (150円以上)		
商業	人員	5	7	26	1079	1117	49.6
	税額	13005	4147	6124	30955	54231	30.0
俸給	人員	9	19	17	325	370	16.4
	税額	24731	10791	4680	12579	52781	27.2
無職	人員	8	5	11	291	315	14.0
	税額	50423	2884	2863	10755	66925	34.5
庶業	人員			4	178	182	8.1
	税額			845	5398	6243	3.2
金融	人員	1	1	1	163	166	7.4
	税額	1570	726	392	5074	7762	4.0
工業	人員	1			74	75	3.3
	税額	1365			2039	3404	1.8
雑業	人員				16	16	0.7
	税額				544	544	0.3
鉱業	人員	1		1	4	6	0.3
	税額	1458		223	140	1821	0.9
農業	人員				3	3	0.1
	税額				113	113	0.1
合計	人員	25	32	60	2133	2250	100.0
	税額	92555	18550	15129	67601	193835	100.0

この所得区分を参考にして、調査書に記載のある職業は、商業（小売、卸、問屋など）、俸給（官吏、銀行役員、会社役員など）、無職（多くは華族）、庶業（代言人、医者、俳優など）、金融（銀行家、質商、金貸など）、工業、雑

業、鉱業、農業、に大きく分類できる。分類ごとの納税人員と納税額を等級別に、各占有率とともに示すと、前表のようになる。

商業の所得者上層のうち、最上位にある1等5人は、税額の高位順に、三井組総代の三井八郎右衛門（日本橋区）⁽¹²⁸⁾、米商の中村清蔵（深川区）、洋物商の堀越角次郎（日本橋区）、酒卸売商の鹿島清兵衛（京橋区）、呉服商の三越得右衛門（日本橋区）である。商業人員は納税人員全体の50パーセントを占め、抜きん出て第1位であるが、そのうちでは所得者中層に属する4等1079人が圧倒的に多い。

俸給の最上位9人は、第十五国立銀行取締役の毛利元徳（芝区）、同行取締役の細川護久（小石川区）、三菱会社社長の岩崎弥之助（神田区）、第一国立銀行頭取の渋沢栄一（深川区）、第十五国立銀行取締役の井伊直憲（麹町区）、日本土木会社社長の大倉喜八郎（赤坂区）、安田銀行頭取の安田善次郎（本所区）、川崎銀行頭取の川崎八右衛門（本所区）、第二十七国立銀行頭取の渡辺治右衛門（日本橋区）である。第十五国立銀行は華族全員の金禄公債出資で創設され、華族銀行と称されるほどで⁽¹²⁹⁾、毛利・細川・井伊の取締役3人の所得は同行の役員手当を中心に、金禄公債の利子収入、鉄道会社などからの配当、役員手当などが考えられる。これら3人のほかはいずれも実業家であるが、それぞれ数社・数行の社長・役員などを兼ねるから、これらの所得は、役員手当が主であったと考えられる。所得源泉が明確な俸給は、人員占有率16パーセントで第2位、税額占有率27パーセントで第3位である。

無職の最上位者は実業家の岩崎久弥（京橋区）⁽¹³⁰⁾、華族徳川義礼（本所区）、

(128) 同年では三井組総代三井八郎右衛門（日本橋区）の所得税額は9000円あまりで納税者中の第2位であるが、東京都・前掲注(125)の職業欄には雑業とある。当期の三井組事業は呉服業・銀行業・石炭業・紡績業・製糸業・製紙業など多方面で（三井文庫編『三井事業史』1971）、三井八郎右衛門（日本橋区）の職業は定めがたいが、三井組興隆の基礎であり、江戸時代からつづく呉服業に配慮し、ここでは商業に区分した。

(129) 石川健次郎「華族資本と士族経営者」（由井常彦編『工業化と企業者活動』日本経済新聞社、1976）。

(130) 明治24年、岩崎久弥の所得税額は3万9000円あまりで、納税者中抜きん出て第1

華族山内豊景（日本橋区）、華族藤堂高紹（本所区）、華族伊達宗徳（本所区）、華族有馬頼万（日本橋区）、華族吉川経健（神田区）、無職清田 寅（日本橋区）の8人である。無職とはこの場合具体的な職名のあてはまらない所得という意味で、多くは華族であり、金禄公債利子・役員収入および株式配当など源泉の明確な所得が主と考えられる。納税人員の占有率14パーセント、同じく税額は35パーセントで、税額全体の第1位である。

俸給と無職の占有率を加えると、納税人員30パーセント、納税額62パーセントとなり、この高率さは源泉の明確な所得の掌握が容易なことを示しているように。

工業1等はセメント製造業の浅野総一郎（深川区）、鉱業1等は足尾銅山の古河市兵衛（日本橋区）で、ともに実業家である。工業にはコークス製造業・牛乳搾取業・染物業・製靴業・醤油醸造業・酒造業などがあり、新興工業と在来工業が混在しているが、納税人員と納税額の占有率はそれぞれ3パーセント、2パーセントと低率であり、当期、商業に比べて工業の地位は全体的に低いといえよう。

庶業に1・2等の該当者はいないが、3等の4人は、代言人の増島六一郎（麻布区）、医師の榎村清徳（神田区）、土木業の正田次郎（京橋区）、土木建築請負業の杉井定吉（芝区）である。3・4等182人の職業内訳は、医師（歯科医などを含む）67人、代言人56人、土木建築請負業者（大工職などを含む）22人、俳優10人、その他27人で、医師が多く、次いで多いのは代言人である。

金融の1等は三井銀行員の三井八郎右衛門（麹町区）、2等は峰島茂兵衛（日本橋区）、3等は吉田丹左衛門（下谷区）で、峰島・吉田はともに質屋である。

位であるが、東京都・前掲注（125）の職業欄は無記入である。岩崎久弥は明治24年5月に米国留学から帰国し、同年11月、三菱会社副社長となる（岩崎家伝記刊行会『岩崎久弥伝』1979）。

三菱会社の事業は鉱山業・石炭業・水道業・銀行業・造船業・地所事業など幅広く、久弥の所得源泉も見定めがたいが、同年が主に留学中であったことを考慮し、ここでは無職に区分した。

また2等から4等の165人のうち質屋は137人、庶民金融の担い手である質屋が、金融納税人員の83パーセントをも占める。

これら所得税納税者の職業別区分などからえられる特色は、商業納税者が圧倒的に多く、最上位納税者の多くは実業家と有力華族で占められたことである。したがって首都東京の所得構造にみられた、広範な所得者中層の存在とは商人を指し、一部上層の存在とは実業家と有力華族を指していることになる。また所得税は都市を中心に課税される性格で、主な担い手は商工業者であったが、商工業者でも当該期の工業者の所得地位はまだ低く、都市で所得税を主体的に支えたのは、商人であったといえよう。

最上位者25人の地域別では、日本橋区8人、本所区4人、神田区・深川区各3人、麴町区・赤坂区各2人、京橋区・芝区・小石川区各1人の内訳となり、日本橋区への集中が際立っている。

第4章 東京市の初期所得税調査委員

1 所得税調査委員の選挙

所得税調査委員の任期は4年、2年ごとに定員の半数を改選する。定期半数改選では、町村選挙人と所得税調査委員・補欠員の選挙が実施される。したがって明治20年の第1回選挙から明治31年までに、明治22年第2回、24年第3回、26年第4回、28年第5回、30年第6回と、計6回の定期改選が実施された。

明治22年第2回最初の半数改選では、抽籤により退任者を定め（「所得税法」第11条）、退任者には「後任選挙ニ於テ再撰セラルルコトヲ得ルモノトス」（福岡県「所得税法令類纂」）と、再選資格が許された。また他管退出などやむを得ない事情により所得税調査委員に欠員が生じた場合、後任者は補欠員の互選により選ぶ規定であったが（明治20年東京府「所得税調査委員選挙法及委員会細則」第8条）、後任者の任期は「先委員ノ撰ハレタル年ヨリ通算ス」（「長野県史」近代史料編）とし、前任者の残任期間が適用された⁽¹³¹⁾。

第1回定期選挙は、導入初年度の準備不足などで、執行体制づくりが困難を極めたため、全国的にも5月選挙の予定は遅れに遅れたが、東京15区選挙は明治20年12月初旬に行われ、町村選挙人はあわせて507人、所得税調査委員83人が選出された。

明治22年市制町村制施行後、東京市の第2回定期改選は、半数退任者の抽籤、町村選挙人選挙、所得税調査委員選挙なども、規定どおり同年5月に行われた。しかし同年4月から東京15区に市制が施行されて東京市となったものの、7月1日に発足する東京市区役所はまだ準備中であり、新区長も任命前であったため、東京府知事は旧区役所に対し、所得税事務は「当分ノ内従前ノ通其区役所ニ於テ取扱フヘシ」⁽¹³²⁾と訓令し、従来の旧区長が執り行うことを指示した。

(131) これら法令はいずれも、国税庁税務大学校研究部・前掲注(32)。

(132) 東京都公文書館蔵「明治22年 東京府内訓」617・C2・2。

市制町村制の実施に先だち、東京市の町村選挙人は府知事が区に若干名の定員を置くとし、第1回選挙時の部の選挙区域を否定した(明治22年「法律」第14号)。しかし旧下谷区の町村選挙人当選者をみると、次のように公告されており、「部」の選挙区域を採用したことが判明する⁽¹³³⁾。したがって所得税調査委員などの選挙事務は、第1回選挙時と同様に執り行われたであろう。

- (1ノ部) 青木金七 山口 謙 鈴木信仁 会田与吉 宮部 久
 - (2ノ部) 福地源一郎 阿部孝助 横倉鳥之助 渡辺儀助 芝 大助
 - (3ノ部) 守田重兵衛 荻田藤一郎 奥田達道 大石道節 斉藤伝吉
 - (4ノ部) 斉藤源之助 村川弥七 堀野其儀 篠田義三郎
喜多島吉兵衛
 - (5ノ部) 篠常五郎 岡野徳之助 益田克徳 宮本信古 石井徳次郎
- (計 25 人)

旧下谷区の町村選挙人当選者は25人で、第1回選挙よりも2人増えている。東京市の第2回町村選挙人が判明するのはこの旧下谷区のみで、所得税調査委員は15区あわせて37人が選出されている⁽¹³⁴⁾。

なお、東京15区の所得税調査委員の定員はすべて7人以下の奇数人であり、退任者を抽籤する場合、奇数人を二分して得られる奇数人・偶数人のどちらを半数とするかは、「委員数ハ奇数ナルヲ以テ、初回退任者ヲ定ムルハ、各委員ノ意見ヲ聞キ、郡区長之ヲ定ムルモノトス」(福岡県「所得税法令類纂」)とあることから判断すると、所得税調査委員の意見を聞いた上で、各郡区長が独自に定めたであろう。したがって奇数人・偶数人の半数選択は15区ごとにことなつたから、各区の改選数に奇数人あるいは偶数人という統一性は見受けられない。

東京市の第3回定期改選は、最初の帝国議会が開かれた翌明治24年、規定どおり5月に行われた。選挙に先だつて、東京府では、「区所得税調査委員選挙及委員会細則」を定め、15区ごとに25人から35人の町村選挙人定数を定

(133) 東京都公文書館蔵「警視庁東京府公報」明治22年5月24日号。

(134) 「警視庁東京府公報」明治22年5月14日号～6月26日号。

めた。また直税分署と区役所の所得税事務分担も明確にし、区長の選挙事務も手続き的なものにとどめたが、従来各区でばらばらであった選挙日なども統一性をもたせている⁽¹³⁵⁾。

すなわち町村選挙人選挙は、麴町・神田・日本橋・芝・浅草の5区が5月18日、京橋・四谷・小石川・下谷・深川5区は同19日、麻布・赤坂・本郷・本所・牛込の5区は同20日と、3ブロックに分けて順番に実施することにし、投票は午前9時より、投票函閉鎖は正午12時、開票は午後1時としている。第3回の町村選挙人当選者は415人、所得税調査委員は46人が選出された⁽¹³⁶⁾。

明治25年5月、赤坂区では定期外の町村選挙人選挙と、所得税調査委員1人、補欠員3人を選ぶ選挙を実施した。同区の所得税調査委員に1人の欠員が生じ、かつ補欠員3人がともに欠員となったための選挙である。まず5月12日、町村選挙人選挙を行い、次いで5月24日、所得税調査委員および補欠員選挙を行い、所得税調査員には川島喜三郎、補欠員には中田吉左衛門、栗原 敢、横山政方が選出された⁽¹³⁷⁾。

東京市の第4回の定期改選も、規定どおり明治26年5月に行われた。事前に公表された選挙手順では、選挙は各区役所で行うが、神田区役所は狭隘のため万世橋直税分署で行い、選挙人名簿は各区役所に公示し、すべて午前8時から正午12時まで投票を終え、午後1時開票としている。また選挙実施日などは第3回改選と同じ区割の3ブロック制で、5月15日に麴町区ほか4区、16日に京橋区ほか4区、17日に麻布区ほか4区、所得税調査委員・補欠員選挙は、それぞれのブロックで5月29日、5月30日、5月31日に実施するとしている。第4回定期改選では町村選挙人415人を選出し、所得税調査委員は37人を選出した⁽¹³⁸⁾。

明治26年4月には三多摩が神奈川県から東京府に移管されたため、東京府

(135) 「警視庁東京府公報」明治24年5月13日号。

(136) 「警視庁東京府公報」明治24年5月27日号、6月10日号。

(137) 「警視庁東京府公報」明治25年5月7日号～5月28日号。

(138) 「警視庁東京府公報」明治26年5月8日号～6月12日号。

では明治24年制定の「郡所得税調査委員選挙及委員会細則」を改めて、西多摩郡・南多摩郡・北多摩郡の所得税調査委員および補欠員の定員数を定め、選挙は東京市と同じ時期に実施するとした。なお郡部の町村選挙人の選挙区域・定員は郡長が定め、郡内に公告する規定であった。

日清戦争後の第5回定期改選では、前回と同様の区割3ブロック制で、町村選挙人選挙は明治28年5月13日から15日にかけて実施し、定員数415人を選出した。次いで5月25日から5月28日にかけてそれぞれのブロックで所得税調査委員選挙・補欠員選挙を実施し、所得税調査委員46人を選出した⁽¹³⁹⁾。

税務署創設後の第6回定期改選は、明治30年5月20日に、各区役所を選挙会場として、町村選挙人選挙を実施し、総勢415人を選出した。また5月31日には、各区役所において所得税調査委員・補欠員の選挙を実施し、所得税調査委員37人を選出した。ただし京橋区は区役所が焼失したため、文海小学校を選挙会場に指定している⁽¹⁴⁰⁾。

所得税調査委員の欠員を補う選挙は、明治20年から32年はじめにかけて、次のように行われ、それぞれ当選者が判明する⁽¹⁴¹⁾。

【年月日】	【区名】	【当選者】
①明治22年 5月27日	本所区	小池弥七（退任者丸山岩蔵他郡へ編入）
② 〃 23年 2月27日	神田区	加藤佐兵衛（退任者井上安右衛門辞職）
③ 〃 23年 5月31日	麻布区	関根三吉

(139) 「官報」明治28年5月6日号～6月7日号。

(140) 東京都公文書館蔵「東京府公文」明治30年5月15日号～6月29日号。

(141) ①「警視庁東京府公報」明治22年5月27日号、②「警視庁東京府公報」明治23年2月27日号、③「警視庁東京府公報」明治23年5月31日号、④「警視庁東京府公報」明治24年12月14日号、⑤⑥「警視庁東京府公報」明治25年5月4日号、⑦「警視庁東京府公報」明治25年5月19日号、⑧「官報」明治28年7月25日号、⑨「官報」明治28年11月2日号、⑩「官報」明治29年1月13日号、⑪「官報」明治29年2月22日号、⑫「官報」明治29年5月27日号、⑬「官報」明治29年6月3日号、⑭「東京府公文」明治30年5月27日号、⑮「東京府公文」明治31年6月30日号、⑯「東京府公文」明治32年1月12日号、⑰「東京府公文」明治32年2月1日号。

- | | | | | |
|---|---|-----------|------|-------------------|
| ④ | 〃 | 24年12月14日 | 日本橋区 | 柿沼谷藏 |
| ⑤ | 〃 | 25年5月 4日 | 牛込区 | 佐久間貞一 |
| ⑥ | 〃 | 〃 | 浅草区 | 森田鉞三郎 |
| ⑦ | 〃 | 25年5月19日 | 小石川区 | 大沢彦右衛門 |
| ⑧ | 〃 | 28年7月25日 | 日本橋区 | 杉村甚兵衛 |
| ⑨ | 〃 | 28年11月2日 | 四谷区 | 岩崎伝次郎 |
| ⑩ | 〃 | 29年1月13日 | 本所区 | 桜井平兵衛 |
| ⑪ | 〃 | 29年2月22日 | 赤坂区 | 石沢龍尾 |
| ⑫ | 〃 | 29年5月27日 | 下谷区 | 市川貞次郎 |
| ⑬ | 〃 | 29年6月 3日 | 浅草区 | 安井治兵衛 |
| ⑭ | 〃 | 30年5月27日 | 京橋区 | 後藤亮之助 |
| ⑮ | 〃 | 31年6月30日 | 日本橋区 | 高津伊兵衛（退任者長井利兵衛） |
| ⑯ | 〃 | 32年1月12日 | 牛込区 | 小泉治兵衛（退任者中島多紀藏逝去） |
| ⑰ | 〃 | 32年2月 1日 | 京橋区 | 宮田藤左衛門（退任者毛利周藏逝去） |

2 所得税調査委員の一覧

計6回の定期改選および欠員補充で選出された東京市15区の所得税調査委員は、次表の186人である。○は明治22年半数改選の際の抽籤退任者、●は所得税調査員就任時の区会議員兼務を示す。

所得税調査委員当選者は、姓名と住所が郡区内に公告され、周知がはかられた。東京市15区の第1回当選者は83人、以降は半数ずつの改選で、第2回37人、第3回46人、第4回37人、第5回46人、第6回37人である⁽¹⁴²⁾。

(142) 第1回当選者は東京都『東京市史稿』市街編第72(1981)、第2回は「警視庁東京府公報」明治22年5月14日～6月6日号、第3回は「警視庁東京府公報」明治24年6月10日号、第4回は「警視庁東京府公報」明治26年6月12日号、第5回は「官報」明治28年6月7日号、第6回は「東京府公文」明治30年5月27日号。

麴町区

項目 番号	初回当選年	回数	所得税調査委員	営業	等級	地価	区議
1	明治20年○	4	末吉忠晴		4	509	●
2	〃 ○	4	垣見八郎右衛門	酒類商	4	1722	●
3	〃	1	小磯金蔵	地主	4	396	●
4	〃	1	菅谷政勝			599	●
5	〃	1	藤井藤三郎	織物商	4	1185	●
6	明治22年	3	金沢三右衛門	会社社長	4	1582	●
7	明治24年	2	高山権次郎	両替商	4	176	●
8	〃	2	矢沢小兵衛	質屋	4	5149	●

神田区

項目 番号	初回当選年	回数	所得税調査委員	営業	等級	地価	区議
1	明治20年○	4	吉田幸作	質屋	4	128	●
2	〃 ○	4	小笠原清務			750	●
3	〃	3	小栗兆兵衛	乾物商	3	20690	●
4	〃	3	伊東茂右衛門	質屋	4	18457	●
5	〃 ○	2	井上安右衛門	乾物商		2008	
6	〃	2	稲茂登弥一郎	地主		28498	●
7	〃	1	坪野平作	会社役員			
8	明治23年	1	加藤佐兵衛	旅人宿			●
9	明治24年	2	宮島新七	質屋	4	603	●
10	明治26年	2	鈴木善四郎	米穀商	4	5313	●
11	明治28年	1	西村小市	果物商	4	32441	●

日本橋

項目 番号	初回当選年	回数	所得税調査委員	営業	等級	地価	区議
1	明治20年	4	渡辺治右衛門	銀行役員	1	53795	●
2	〃	4	杉村甚兵衛	織物商	2	45723	●
3	〃	3	菊池長四郎	織物商	3	49010	●
4	〃	3	今村清之助	銀行役員	3	2555	●
5	〃 ○	2	安田善次郎	銀行役員	1	60103	●
6	〃	1	藤田茂吉	銀行役員	4	740	●
7	〃	1	平松甚四郎	銀行役員		1172	
8	明治22年	2	川村伝衛	銀行役員	4	40524	●
9	〃	2	堀越角次郎	織物商	1	19735	●
10	明治24年	2	前川太郎兵衛	織物商	2	2921	●
11	〃	2	高津伊兵衛	鯉節商	3	90	●
12	〃	2	柿沼谷蔵	和洋綿糸商	4	1854	●
13	明治28年	1	長井利兵衛	茶商	2	5614	●

京橋区

項目 番号	初回当選年	回数	所得税調査委員	営業	等級	地価	区議
1	明治20年○	2	鳥海清左衛門	会社社長	4	12909	●
2	〃 ○	2	喜谷市郎右衛門	売薬商	3	4070	●
3	〃	2	稲田政吉	無職		433	●
4	〃	2	小西孝兵衛	酒類商	3	16215	●
5	〃	1	木寺安敦			682	
6	〃	1	牧山源兵衛	地主		953	
7	〃	1	平原惣兵衛	酒類商			●
8	明治22年	1	山中隣之助	銀行役員	4	10445	●
9	〃	2	風間信吉	代言人	4	997	●
10	明治24年	1	伊坂半九郎	米穀商		902	●
11	〃	1	山崎治兵衛	薪炭商			●
12	明治26年	1	深瀬真一	茶商	4	373	●
13	〃	1	新居源次郎	硝子商	4		
14	〃	1	植木綱次郎	公証人	4		●
15	明治28年	1	門倉善蔵			304	●
16	〃	1	江木保男	写真師	4		
17	〃	1	石見藤助	漆問屋		2214	
18	明治30年	1	毛利周蔵	売薬商	4	932	
19	〃	1	酒井 泰	会社員			●
20	〃	1	西村 祐				●
21	〃	1	後藤亮之助	代言人			●

芝 区

項目 番号	初回当選年	回数	所得税調査委員	営業	等級	地価	区議
1	明治20年	3	山田忠兵衛	米穀商	4	1369	●
2	〃 ○	3	手塚長八	質屋	4	2107	●
3	〃	2	木村莊平	会社社長	4	1279	●
4	〃	1	小松崎茂助	西洋小間物商	4	6002	●
5	〃	2	田島安太郎	銀行役員	4	428	●
6	明治22年	3	岩見鑑造	銀行役員	4	646	●
7	明治28年	1	山本長八郎			532	●
8	明治30年	1	小林藤次郎	会社員		334	

麻布区

項目 番号	初回当選年	回数	所得税調査委員	営業	等級	地価	区議
1	明治20年	3	多羅尾光應			362	●
2	〇	2	天野鉄次郎	酒造業		68	●
3	〃	1	笠井庄兵衛	質屋		681	●
4	〃	1	矢島作郎	銀行役員		246	●
5	〃	1	相江新兵衛	下駄商		1355	●
6	明治22年	3	矢田市兵衛	質屋	4	204	●
7	明治23年	1	関根三吉	質屋	4	209	●
8	明治24年	2	手塚長三郎	質屋	4	1048	●
9	〃	2	村田吉兵衛	質屋		1538	●
10	明治26年	2	藤井八十吉	無職		214	●

赤坂区

項目 番号	初回当選年	回数	所得税調査委員	営業	等級	地価	区議
1	明治20年〇	2	太田資信(次郎)	煙草商	4	659	●
2	〃	2	苗村又右衛門	質屋	4	532	●
3	〃	2	松下信蔵			118	
4	〃	3	川島喜三郎			258	●
5	〃	1	磯野八郎兵衛	質屋	4	1297	
6	明治22年	1	高橋藤兵衛	質屋	4	1100	●
7	明治24年	1	松下覚之丞	茶商	4	715	●
8	〃	1	山田貴之			25	●
9	明治26年	1	田中亀次郎			254	●
10	〃	1	朽木綱干				
11	明治28年	1	森島浅五郎	鯉節商		71	
12	〃	1	三坂亮英			110	
13	〃	1	小林 江				
14	明治29年	1	石沢龍尾	諸器械商	4		●
15	明治30年	1	磯村貞吉	種子苗木商			
16	〃	1	斎藤勝太郎	紙油煙草商		149	●

四谷区

項目 番号	初回当選年	回数	所得税調査委員	営業	等級	地価	区議
1	明治20年	3	岩崎伝次郎	酒類商	4	2660	●
2	〃	2	大西勘兵衛	漬物商		452	●
3	〃	1	橋本義重			174	●
4	〃	1	高橋聿脩			886	
5	〃	1	伴安右衛門			317	
6	明治22年	3	加藤長九郎	油商	4		●
7	〃	2	伊藤新兵衛	銅鉄物商		206	●
8	〃	2	仁科桑次郎	飴製造		709	●
9	明治24年	2	石川颯一郎	会社員	4		●
10	〃	2	鈴木直蔵			100	●
11	明治30年	1	石井友次郎			244	

牛込区

項目 番号	初回当選年	回数	所得税調査委員	営業	等級	地価	区議
1	明治20年	3	升本喜兵衛	酒類商	4	6462	●
2	〃	2	西川勘兵衛	銀行役員	4	4315	●
3	〃 ○	2	福永儀八	織物商	4	1022	●
4	〃	1	田村常吉	砂糖商		989	●
5	〃	1	中村市右衛門	質屋	4	374	●
6	明治22年	3	小島官吾	代言人			●
7	明治24年	1	奥山長右衛門	質屋	4	1148	●
8	明治25年	1	佐久間貞一	会社社長	4	85	●
9	明治26年	1	中島行孝	株式取引所肝煎	4	1324	●
10	明治28年	1	中島多紀蔵			240	
11	〃	1	柿沼長豊				●
12	〃	1	峯尾勝春			118	●

小石川区

項目 番号	初回当選年	回数	所得税調査委員	営業	等級	地価	区議
1	明治20年○	4	芳野世経	漢学教師		2108	●
2	〃	3	青柳三郎兵衛	質屋		402	●
3	〃	2	丸山平助			4405	
4	〃	2	佐藤正興			1836	●
5	〃	1	一色健郎	茶商	4	487	
6	明治22年	1	林平兵衛			694	●
7	明治25年	2	大沢彦右衛門	茶商		715	●
8	明治26年	2	伊藤幹一	株式取引所肝煎	4	247	●
9	〃	2	内山平三郎	茶商		2460	●

本郷区

項目 番号	初回当選年	回数	所得税調査委員	営業	等級	地価	区議
1	明治20年○	2	中島欽一郎			139	●
2	〃	2	山中松五郎	質屋	4	1489	●
3	〃	2	友野重兵衛	無職		185	●
4	〃	1	金山清右衛門	貸座敷	4	552	
5	〃	1	松南宏雅	金貸		4070	●
6	明治22年	1	浅野彦兵衛	質屋	4	8785	●
7	明治24年	2	堀江半兵衛	質屋	4	19524	●
8	明治26年	2	伴親光	銀行員			●
9	〃	2	堂場栄吉			272	●
10	明治28年	1	中村平三郎	機業		96	●
11	〃	1	植村永之助	質屋			●

下谷区

項目 番号	初回当選年	回数	所得税調査委員	営業	等級	地価	区議
1	明治20年	3	横倉鳥之助	旅人宿	4	453	
2	〃 ○	2	福地源一郎	新聞社社員	4	1027	
3	〃	1	鈴木信仁	代言人	4	434	●
4	〃	1	堀野其儀			147	●
5	〃	1	阿部孝助	織物商	4	660	●
6	明治22年	1	奥田達道			894	●
7	明治24年	3	市川貞次郎	雑業	4	206	●
8	〃	2	守田重兵衛	練油小間物商	4	981	●
9	〃	1	岡野徳之助	菓子商	4	19	●
10	明治26年	1	高橋庄之助				●
11	明治28年	1	村田彦次郎				●
12	〃	1	渡辺儀助	紙商	4	50	●
13	明治30年	1	西田嘉兵衛				
14	〃	1	大貫政教	無職			

浅草区

項目 番号	初回当選年	回数	所得税調査委員	営業	等級	地価	区議
1	明治20年	3	江崎礼二	写真師	4		●
2	〃	1	町田徳之助	糸商	4	6584	
3	〃	1	須藤時一郎	銀行役員	4	439	●
4	〃	1	青地幾次郎	銀行役員	4	31071	●
5	〃	1	高梨哲四郎	代言人	4	155	
6	〃	1	笠原庄右衛門				
7	〃	1	沼間守一	革業	4	921	
8	明治22年	1	高村武成			511	●
9	〃	1	杉本嘉兵衛			572	
10	〃	1	榎川忠兵衛	雑業	4	2524	●
11	明治24年	2	笠原伊左衛門	皮革商		1936	●
12	〃	1	松崎権四郎	会社員			●
13	〃	2	倉島庄三郎	金貸	4	57	●
14	〃	1	池田作太郎	玩物人形商			●
15	明治25年	1	森田鍼三郎	会社員			●
16	明治26年	2	遠藤三郎兵衛	質屋	4	317	●
17	明治28年	1	岩崎宗吉			21	●
18	〃	1	加藤鉄三郎	雑業			●
19	明治29年	2	安井治兵衛	質屋	4	17159	●
20	明治30年	1	外谷弁次郎				

本所区

項目 番号	初回当選年	回数	所得税調査委員	営業	等級	地価	区議
1	明治20年	4	若林七五郎	材木商	4	19713	●
2	〃	2	中川又三郎	会社役員			
3	〃	2	朝川荘助			481	
4	〃	1	丸山岩蔵	材木商		3973	
5	〃	1	青木庄太郎	石材問屋	4	612	●
6	明治22年	3	大貫実		4	92	●
7	〃	1	小池弥七	米穀商	4	3939	●
8	明治28年	1	小池弥右衛門				●
9	〃	1	金子宇兵衛				●
10	〃	1	関岡孝治			920	●
11	明治29年	1	桜井平兵衛	質屋	4	883	●

深川区

項目 番号	初回当選年	回数	所得税調査委員	営業	等級	地価	区議
1	明治20年	3	名子新七	会社役員		507	●
2	〃	2	加藤茂兵衛	質屋	4	57465	●
3	〃	2	桜井英三	材木商			●
4	〃	1	比田源吉	売薬商		100	●
5	〃	1	白川久次郎			78	●
6	明治22年	1	榎本吉三郎			3055	●
7	〃	1	宮島儀右衛門	酒類商		1144	●
8	明治24年	2	田辺米造	質屋		230	●
9	明治26年	2	藤田昆直	地主		280	●
10	〃	2	小野沢幸三郎	薪炭塩商	4	392	●
11	明治28年	1	山田喜助	材木商	4	2740	

しかし所得税調査委員の当選者は、氏名と住所は公告されるが、営業などは公告されないから、ほかに求めなければならない。したがって営業欄は当選人の当選前後を中心とする営業などであるが、個別営業者の活動は広範囲にわたるから、本人の代表的と思われる営業などを挙げた⁽¹⁴³⁾。

3 所得税調査委員の特色

所得税調査委員の任期は4年、2年おきの半数改選で、第2回だけは半数退任者を抽籤した。同年の退任者は、退任後再び町村選挙人資格が与えられ、当選者は所得税調査委員の選挙人・被選人資格があった。したがって第2回に所得税調査委員に当選すると、第1回から第6回までの範囲で、連続して当選可能な回数は4回である。各区所得税調査員のうち4回当選者は8人、明治20年あるいは22年から連続3回当選者は19人、この合計27人が所得税調査委員を10年以上も務める超熟練者である。また当選1回のみは100

(143) 営業などは、とくに断らない限り、「四等以上所得税納税者調査等東京商業会議所へ交付」（東京都『東京市史稿』第82 1991）。および明治13年『東京商人録』、明治23年『東京百事便』、明治25年『日本全国商工人名録』、明治30年『京浜銀行会社要録』、明治41年『京浜信用録』（いずれも国立国会図書館デジタルライブラリー）による。

人と全体の過半数をこえており、京橋区 16 人・浅草区 15 人・赤坂区 12 人・下谷区 10 人が多いものの、全体の平均当選回数は 1.7 回、この任期は 6 年以上になるわけで、東京市の所得税調査委員は熟練者が多数を占めたといえる。

等級欄は明治 24 年の東京市 4 等級以上所得税納税者の調査書にもとづくが⁽¹⁴⁴⁾、未記入者の大部分は 5 等級に属するであろう。3 等以上の所得者上層に属する所得税調査委員は、神田区の小栗兆兵衛、日本橋区の渡辺治右衛門・杉村甚兵衛・菊池長四郎・今村清之助・安田善次郎・堀越角次郎・前川太郎兵衛・高津伊兵衛・長井利兵衛、京橋区の喜谷市郎右衛門・小西孝兵衛の 12 人、所得税調査委員全体の 6 パーセントにすぎない。したがって東京市の所得税調査委員は、93 パーセント以上が所得者中層で占められたことになる。

地価欄は明治 18 年末段階の東京府管内地価調にもとづくが⁽¹⁴⁵⁾、地価の大部分は、数筆の合算額で、大地主ほど筆数は多い。東京 15 区の地主 1 人当り平均地価は 800 円超であり、大地主であった。全体 186 人のうち、地主は 151 人、800 円超の大地主は 72 人、地主の 48 パーセントを占め、大地主の割合は高い。また地価 1 万円超は地租 250 円をこえることになり、巨大地主といえる。巨大地主である所得税調査委員は、神田区の小栗兆兵衛・伊東茂右衛門・稲茂登弥一郎・西村小市、日本橋区の渡辺治右衛門・杉村甚兵衛・菊池長四郎・安田善次郎・川村伝衛・堀越角次郎、京橋区の鳥海清左衛門・小西孝兵衛・山中隣之助、本郷区の堀江半兵衛、浅草区の青地幾次郎・安井治兵衛、本所区の若林七五郎、深川区の加藤茂兵衛と、あわせて 18 人である。

巨大地主のうち小栗・渡辺・杉村・菊池・安田・堀越・小西の 7 人は、所得者上層でもあり、日本橋区に集中している。これら日本橋区の所得税調査委員は、東京市内に多数の土地を所有し、営業活動なども大きい巨大所得者の位置にあるといえよう。

所得税調査委員 186 人のうち、141 人の営業が判明する。このうちもつと

(144) 東京都『東京市史稿』市街篇第 82 (1991)。

(145) 東京都公文書館・前掲注 (81)。

も多いのは質屋 25 人である。明治 18 年の段階で、東京 15 区の質屋は 985 店舗。以降、関東大震災までは漸増傾向にあった。質屋は庶民金融の中核的な金融機関であり、江戸時代からつづく店舗が多く、地域に密着した営業を特色とする⁽¹⁴⁶⁾。所得税調査委員に質屋が多いのは、所得税納税者に質屋が多いことの反映である。

これらのうち、深川区の加藤茂兵衛は屋号を三茂といい、芝区の手塚長八と麻布区の手塚長三郎はともに古着商を兼ね、麻布区の村田吉兵衛は乾物商を兼ねる。神田区の吉田幸作は屋号を佐野屋といい東海銀行頭取でもある。赤坂区の苗村又右衛門は刀剣商を兼ね、日本セメント会社役員でもある。また本郷区の堀江半兵衛は東海銀行取締役でもあり、地租改正事業では地主総代を務めた⁽¹⁴⁷⁾。

次いで多いのは銀行役員で 13 人。これら銀行役員は日本橋区 6 人、芝区・浅草区各 2 人、京橋区・麻布区・牛込区の各 1 人と、日本橋区にもっとも集中している。同区の渡辺治右衛門は渡辺銀行、今村清之助は今村銀行、安田善次郎は安田銀行、平松甚四郎は平松銀行とそれぞれ私立銀行の経営主であり、川村伝衛は第三十三国立銀行の頭取、藤田茂吉は壬午銀行取締役である。

渡辺治右衛門家は日本橋区本材木町 1 丁目の明石屋という老舗である。肥料問屋や海産物問屋を家業とし、日本橋四日市市場（塩干魚）の頭取を務め、家業の資金を基本に私立渡辺銀行を興し、第二十七国立銀行頭取ともなり、幅広い活躍の実業家である。

今村清之助は長野県出身、日本橋区南茅場町で舶来綿糸商・両替店を営み、これらの営業を基礎に今村銀行を興し、東京株式取引所の創業に尽力し、両毛鉄道会社検査委員、九州鉄道会社常議員などを務める実業家である⁽¹⁴⁸⁾。

安田善次郎は富山県出身、日本橋区小舟町の両替屋安田商店を安田銀行に成長させ、日本銀行創立委員を務め、第三国立銀行頭取でもあり、所得税調

(146) 渋谷隆一ほか『日本の質屋』（早稲田大学出版部、1982）。

(147) 山寺清二郎『東京商業会議所会員列伝』（聚玉館 1892）。

(148) 鳥海・前掲注（70）。

査委員の中ではもっとも土地集積の高い実業家である⁽¹⁴⁹⁾。

牛込区の西川勘兵衛は通寺町の老舗山城屋の当主で、元結問屋と練油・紅商を兼ね、第六十国立銀行支店の取締役でもある。芝区の田島安太郎は東京商工銀行取締役兼支配人で明辰銀行支配人でもある。同区の岩見鑑造は東京商工銀行取締役、ビール醸造業の醗酵社副頭取でもあった。

また麻布区の矢島作郎は元大蔵省紙幣助で、東京電灯会社の創立に関わる⁽¹⁵⁰⁾。このほかに大蔵省に奉職した経歴のある所得税調査委員としては、浅草区の須藤時一郎、高梨哲四郎、沼間守一を挙げることができる⁽¹⁵¹⁾。

次に多いのは会社役員の7人で、4人は会社社長である。麴町区の金沢三右衛門家は紀尾井町の老舗菓子舗で、江戸時代には江戸城御用菓子司を務めた名家の出身。三右衛門自身は明治12年、桜田本郷町にビール業を興し、同23年には醗酵社を桜田ビール会社に発展させた新産業の起業家でもあった⁽¹⁵²⁾。

京橋区の鳥海清左衛門は、八丁堀の老舗横田屋の当主で、砂糖問屋を家業とし、日本製糖会社社長でもある。

芝区の木村莊平は、三田四国町で当時まだ物珍しい牛鍋業「いろは牛肉店」を営み、市内に48店舗の開業をめざし次つぎと開店させていったが、東京売肉問屋組合の頭取として売肉業界に精通し、また東京家禽市場会社の理事、また葬儀の近代化に先鞭をつけた東京博善社の社長を務めるなど、有数な実業家であった⁽¹⁵³⁾。

牛込区の佐久間貞一は沼津兵学校掛川支寮の出身、秀英舎社長、日本板紙会社社長で、近代的な機械印刷業、機械製紙業のパイオニア的存在であり、かつ東京工業協会の委員長を務める⁽¹⁵⁴⁾。

(149) 鳥海・前掲注(70)。

(150) 大蔵省印刷局『大蔵省印刷局 写真でみる100年にあゆみ』(1972)。

(151) 沼津市明治史料館『沼津兵学校』(1998)。

(152) 森銑三・金沢復一『金沢丹後文書1』(東京美術、1968)。

(153) 永井良知『東京百事便』(三三文房、1890)。

(154) 沼津市明治史料館『沼津兵学校』、および豊原又男『佐久間貞一小伝』(秀英舎、

社長以外の会社役員3人のうち、神田区の坪野平作は日本運輸会社理事、本所区の中川又三郎は大日本帝国水産会社取締役であった。

織物商は6人で、いずれも老舗である。日本橋区新材木町の丁子屋杉村甚兵衛は舶来織物卸商、同区通旅籠町の富嵐堀越角次郎は呉服太物舶来織物商、同じく堀留町の近江屋前川太郎兵衛は生金巾和洋糸問屋である。杉村・堀越・前川はそれまでの国内産の紡績や織物に加え、幕末開港によりイギリスなどから大量に輸入される機械製綿糸・綿織物を取り扱い、専門業者に転化した大商人であった⁽¹⁵⁵⁾。

日本橋区元浜町の佐野屋菊池長四郎は呉服太物問屋で日本織物会社取締役でもある。麴町区麴町の藤井藤三郎は呉服太物商、牛込区市ヶ谷田町の「あまざけや」福永儀八は呉服太物古着商で質屋を兼ね、下谷区上野町の川越屋阿部孝助は、呉服木綿商を営み、日本メリヤス製造会社取締役でもあって、勿論同社のメリヤス製品も取り扱った⁽¹⁵⁶⁾。

茶商も6人である。これらのうち赤坂区一ツ木町の泉屋松下覚之丞は公債株式売買業など、小石川区巢鴨町の一色健郎は牛乳搾取業、同区林町の内山平三郎は酒類商を兼ねる。日本橋区大伝馬町1丁目の長井利兵衛と、京橋区竹川町の深瀬真一は、東京府下茶業組合の取締役で、業界の指導者であった⁽¹⁵⁷⁾。

酒類商は6人で、いずれも老舗である。京橋区南新堀の小西孝兵衛と、四谷区南伊賀町の伊勢屋岩崎伝次郎、牛込区揚場町の升本喜兵衛はともに酒類問屋で、江戸時代以来、下り酒、あるいは地回り酒を一手に取り扱う大商人であった⁽¹⁵⁸⁾。

麴町区麴町の和泉屋垣見八郎右衛門は酒類醤油商で両替商をも兼ねるが、深川区富岡門前仲町の丁子屋宮島儀右衛門も酒類商である。また小西孝兵

1904)。

(155) 野口孝一『日本橋 東京の経済史』(日本経済新聞社、1966)。

(156) 永井・前掲注(153)。

(157) 国立国会図書館蔵「明治18年 東京府茶業組人名録」。

(158) 横地信輔『東京酒問屋沿革史』(東京酒問屋統制商業組合、1943)。

衛・垣見八郎右衛門、および京橋区妥女町の平原総兵衛は酒類小売営業組合の総代経験がある業界の指導者でもあった⁽¹⁵⁹⁾。

麻布区麻布一本松町の天野鉄次郎は酒造業者で、濁酒焼酎醸造業組合の頭取でもあり、同業者を指導し、業界事業に精通する立場にあった⁽¹⁶⁰⁾。

酒類業は在来産業の代表的業種なのに対して、代言人は明治維新以降勃興した新営業の代表といえるが、所得税調査委員を務めるのは、京橋区の風間信吉、後藤亮之助、牛込区の小島官吾、下谷区の鈴木信仁、浅草区の高梨哲四郎の5人である。高梨哲四郎は大蔵省翻訳局生徒から大蔵官僚に転じ、同区の須藤時一郎、沼間守一とは兄弟である。風間と高梨は、明治23年第1回衆議院議員選挙の当選者でもあった⁽¹⁶¹⁾。

材木商の4人は、本所区菊川町の堺屋若林七五郎、同町の信濃屋丸山岩蔵(明治22年南葛飾郡亀戸村に転出)、深川区大和町近江屋の山田喜助は材木問屋、深川区吉永町の桜井英三は材木商であるが、信濃屋丸山岩蔵は東京材木問屋組合の頭取でもあった⁽¹⁶²⁾。

米穀商も4人。神田区富松町の春日屋鈴木善四郎は米穀問屋で白米商を兼ね、京橋区南新堀の伊坂半九郎は米穀商で米穀問屋を兼ね、舩業にも従事した。芝区芝車町の山田忠兵衛は春米渡世を本業とし、東京商工銀行の頭取でもある。本所区中之郷竹町の小池弥七は米穀問屋である。米の回米問屋—米穀問屋—米穀商—白米商(春米)という米穀流通経路はすでに江戸時代に確立しており、これら米穀商はすべて江戸時代から続く老舗に属するであろう⁽¹⁶³⁾。

売薬商の3人は、京橋区大鋸町の喜谷市郎右衛門、同区南鍛冶町の毛利周蔵、深川区東元町の比田源吉である。喜谷の経営する実母散本舗は勿論、老舗であるが、喜谷は東京家畜市場会社理事、第八十四国立銀行取締役でもあ

(159) 東京都『東京市史稿』市街編第61(1969)。

(160) 東京都公文書館蔵「明治22年 回議録」616・B3・2。

(161) 奥平・前掲注(39)、および永井・前掲注(153)など。

(162) 奥平・前掲注(39)、および永井・前掲注(153)など。

(163) 鈴木直二『増補江戸における米取引の研究』(柏書房、1965)。

った。

赤坂区田町4丁目の太田資信は煙草商と壁用品業を兼ね、煙草営業組合の設立総代人を務め⁽¹⁶⁴⁾、東京壁用品営業組合の頭取でもあった。日本橋区瀬戸物町の伊勢屋高津伊兵衛は鯉節問屋で、東京鯉節問屋組合の頭取を務めたことがある⁽¹⁶⁵⁾。

このような所得税調査委員の営業などにみられる特色は、所得規模では所得者中層に属し、老舗の信用力と経済力を基本にして、外来の新営業に進出したり、同業組織の指導者的存在となったりする商人が、多数を占めることである。したがってこれら営業者は、老舗の家業活動と同業組織の指導的な存在を通して、同業界の取引慣行に精通し、銀行や会社など明治維新以後新しく勃興した新営業の経営内容にも精通し得る立場にあったのである。

次に東京市の所得税調査委員で地方議員を兼ねる割合を求めると、区会議員148人で80パーセントになり⁽¹⁶⁶⁾、市会議員は50人で27パーセント⁽¹⁶⁷⁾、府会議員は56人、30パーセントで⁽¹⁶⁸⁾、区会議員との兼職率が高かった。

東京市の区会議員は、納税の租税額に応じて1等・2等・3等の等級制、各等級10人の定員制で、有資格者の互選により、15区あわせて450人を選出した。区会議員の任期は6年、3年ごとに半数を入れかえたから、明治22年11月の第1回選挙後、25年に第2回、28年に第3回の定期改選を実施し、当選者は全員掌握できる。

(164) 東京都公文書館蔵「明治18年 回議録」614・A6・7。

(165) 東京都公文書館蔵「明治18年 回議録」614・A6・7。

(166) 区会議員は、明治22年は「警視庁東京府公報」明治22年12月7日号、12月28日号。明治25年は「警視庁東京府公報」明治25年12月10日号。明治28年は「官報」明治28年5月22日号。および『新修日本橋区史』下巻(1937)、『京橋区史』下巻(1942)、『赤坂区史』(1941)、『麻布区市』(1941)、『四谷区市』(1934)、『牛込区市』(1985 復刻)、『本郷区史』(1985 復刻)、藤本富十郎『自治制発布五十年記念大東京自治半世紀』(下谷区、浅草区)(1939)などで補った。

(167) 市会議員の兼職者は、東京市『東京市会史』第1巻(1932)から求めた。

(168) 府会議員の兼職者は、東京府『東京府会史』府会編第1巻(1929)から求めた。

所得税調査委員を選出するための町村選挙人の選挙は、明治 20 年第 1 回 507 人、22 年第 2 回は不明、24 年第 3 回、26 年第 4 回、28 年第 5 回、30 年第 6 回はともに 415 人で、第 2 回以外は当選者を全員掌握できる。

各回の町村選挙人当選者と区会議員との兼職割合を求めるため、第 1 回および第 3 回の町村選挙人と第 1 回の区会議員当選者、第 4 回町村選挙人と第 2 回区会議員半数改選後の全区会議員、第 5 回と第 6 回の町村選挙人と第 3 回区会議員半数改選後の全区会議員とを突合わせると、第 1 回以降の各割合は、不明の第 2 回を除くと、34、55、50、40、45 パーセントとなり、いずれの回も兼職割合の高率なことが判明する。

町村選挙人の主な資格要件は所得税の納税者であり、第 3 回定期改選からは各区 25 人から 35 人の定員制を採用し、有資格者の互選により町村選挙人を選出する方式であった。定員数や資格要件などに若干の相違はあるものの、町村選挙人と区会議員の選挙方法には、選挙区・定員数・納税要件・有資格者の互選など同一性がみとめられ、ことなる選挙を実施しても、両方を兼ねる人物が選出される傾向は極めて高くなる。そして両方を兼ねる人物同士の選挙により所得税調査委員を選ぶわけであるから、重複度はより高まること

各区の歳入決算額

区名	項目	共有物貸	雑収入	繰越金	家屋割	所得税割	その他	合計
麴 町		678	272	414	1833		137	3334
日本橋					944		446	1390
芝		363	726	162	1371			2622
麻 布		309	16	209	170			704
赤 坂				439	162			601
四 谷			96	47		386	16	545
牛 込			135	507			3	645
小石川			429	10	1137		8	1584
本 郷			172		1835			2007
浅 草		480	856	1379				2715
本 所		525	276	107	2985	534	403	4830
深 川			618	269	2770		191	3848

「官報」明治 27 年 2 月 10 日号～同 3 月 26 日号より作成。

になった。所得税調査委員の区会議員との兼職割合が高い理由は、所得税調査委員を選ぶ基礎にある町村選挙人と区会議員との選挙方法の同一性に求めることができよう。

次にこの高い兼職割合は決して偶然にもたらされたものではない、と考える。

明治22年市制施行後の東京市各区会は、「ソノ区ニ所有スル財産及ヒ营造物ニ関スル事件」（「市会条例」第2条）を議決することに限られ、自治の範囲は従前の区会よりも狭められた、といわれている⁽¹⁶⁹⁾。

明治25年度の各区決算報告書によると、所有財産と营造物にかかる各区の歳出は、小学校費・議事堂諸費・街頭便所費・伝染病予防費などが主である。

前表は、同年度各区の歳入である。これによると、根幹的な収入が家屋割にあることが判然とする。家屋割は府税の家屋税附加税であり、家屋税の議定後に賦課する。すなわち区会議員は区内家屋所有者の家屋等級・乗率・免税者などを調査し、地方税としての家屋税を議定しなければならなかったのであり、議定を通して家屋所有者の租税負担力を知り得る立場にあったのである。

所得税調査委員は所得税納税者の代表として、所得税納税者の所得を調査し、所得税を議定する使命があった。所得税調査委員に区民の家屋所有者を調査し、家屋税を議定した経験のある区会議員をできるだけ多く確保することは、所得税議定の基礎である調査力を高め、所得税の正確な執行に寄与する。所得税調査委員経験者をできるだけ多く確保する意図は、所得税調査委員を選出するシステムに区会議員選出と同じシステムを採用することで、実現の可能性は高まる。所得税調査委員に区会議員との兼職者が多数を占める理由は、東京15区の所得税執行初年度における町村選挙人などの分析でえられた結果と全く同様であり、税務当局による政策的な選択の実現であった、といえよう。

(169) 東京都・前掲注(87)。

結びにかえて

明治 22 年 2 月、市制町村制の施行に先だって、大日本帝国憲法とともに公布された衆議院議員選挙法では、選出要件のひとつに直接国税 15 円以上という納税制限を設けた。この納税制限は地租と所得税の合算額としたが、単独ならば、地租は地価 600 円以上、所得税は 4 等級以上が該当する。地主でも大地主、営業者などでも大営業者などでないと、衆議院議員にはなれない仕組みであった。翌明治 23 年 7 月、全国いっせいに行われた第 1 回衆議院議員選挙では、一人区 214、二人区 43 で、あわせて 300 人が当選を果たした⁽¹⁷⁰⁾。

それまでの府県会議員や区会議員などの地方議員は地租を主な選出要件としたため、地方議会は地主だけで構成された。しかし帝国議会の選挙では、選出要件に所得税を加えたため、非地主の営業者などにも衆議院議員となれる機会が拓かれたのであり、所得税の導入が社会的活動の範囲を拡大させた意義は、高く評価することができる。

ところで明治 20 年の全国郡区はあわせて 560、全国的に選ばれる所得税調査委員の総数は、1680 人の計算となる⁽¹⁷¹⁾。所得税調査委員選挙は、明治 20 年の初回こそ実施時期に全国的なばらつきがあったものの、以降は 2 年おきに、当年の 5 月になると、全国で一斉に 800 人をこえる規模の定期半数改定の所得税調査委員選挙が実施される計算となる。

所得税調査委員選挙の主な選出要件は所得税であり、当選者には非地主の営業者なども見受けられるようになった。所得税調査委員は所得調査、所得税の議定を責務としたから、営業者なども所得税の調査・議定という社会的活動に参画できるようになったのである。所得税調査委員選挙も、社会的活動の範囲を拡大させる意義があったといえよう。

所得税導入により制度化された所得税調査委員選挙には、全国的な選挙規模でも、社会的活動の範囲拡大でも、帝国議会議員選挙の先駆けとなった意義を

(170) 内田健三ほか編『日本議会史録 1』（第一法規出版、1991）。

(171) 前掲注(48) 参照。

みとめることができる。

所得税の執行体制は、更正事務を中心とする下調べ調査と、調査委員会における所得等級金額の調査と、大きくふたつに分けられる。しかし税務当局の下調べ調査に比べ調査委員会の調査のほうが強く設定され、調査委員会の議定が所得税調査委員の選出後はじめて可能となることをあわせ考えれば、所得税調査委員選挙は所得税執行体制の核心、ということができよう。

所得税執行体制の構築は、明治 20 年 3 月 19 日の所得税法公布に始まり、同年 3 月末から 4 月はじめの収税長会議で所得税法施行細則の骨子を固め、同年 5 月 5 日の同細則公布で推し進められることになった。所得税の執行は府県知事の管掌であったから、所得税執行体制の構築は府県知事のもと、国税収税事務の責任者である収税長を中心に、収税部収税属および郡区長および郡区書記、あるいは戸長および戸長役場吏員などを総動員して進められ、明治 20 年 7 月 31 日の所得金高届期限後、同年 9 月ごろから全国的に本格化し、同年 12 月の東京府における所得税調査委員選挙の終了、調査委員会の開会により、終わりを告げたといえる。

そして所得税執行の上で、首都東京は「全国ノ枢機」の位置にあったから、東京府における選挙終了・委員会開会をもって、全国的な所得税執行体制は成立の域に達したといえよう。

導入当初の所得税収入は国家予算の 0.6 パーセント、国税全体の 0.8 パーセント、納税者も総人口の 0.3 パーセントを占めるにすぎず、極めて小さな租税規模であった。しかし東京府管内の所得税額は全国所得税額の 34 パーセント、また所得税納税者も同様 19 パーセントをも占め、しかも明治 22 年から東京市制が施行される東京府 15 区が、東京府管内の所得税額および同納税者に占める割合は、それぞれ 91 パーセント、94 パーセントと極めて高率であった。これは、導入所得税の全国的な租税規模は極めて小さいが、巨大都市でありかつ首都東京では逆に極めて大きく、また所得税が農村よりも都市を中心に課税される性格であったことを歴然と示している。

所得税が都市を中心に課税されるという性格は、いうまでもなく都市におけ

る営業が種類も多くかつ活発で、営業その他の大きな商工業者が集中するからである。明治19年から同22年ごろにかけては、鉄道・鉱山・紡績など新興産業を中心に諸会社の設立が活発化し、民間企業勃興期と画され、日本の産業革命発祥期と位置づけられている⁽¹⁷²⁾。民間企業勃興期の営業その他の大きな商工業者が集中する都市にあって、所得税を中心となって支えるのは、いまだ工業者の所得構造における地位が低度であったことから、いまいっぽうの商人であったことが、首都東京の所得構造などを分析することにより明らかにできた。

明治20年から同31年までの時期、定期改選や欠員補充選挙により、東京市15区で選出された所得税調査委員は、あわせて186人が確認された。これらの当選回数・土地所有・営業・地方議員兼職などの分析でえられた特色は、所得税調査委員は任期の比較的長期におよぶ熟練者が多くを占め、所得規模では所得者中層に属し、土地所有も大規模で、営業では老舗や江戸時代以来の家業に従事する商人で、かつ自営業の取引慣行や新興営業にも通じ、同業者の指導者的な存在であり、その上区民の代表として区会議員を兼ねるといふ、多面的な要素をあわせもつ所得税調査委員像が結ばれることであった。

所得税調査委員の責務は、所得税納税者個々の所得を調査し、所得税額を議定するところにあった。区会議員は地方税の家屋所有者を調査し、家屋税を議定する責務があり、これらの責務の遂行を通して、区民の租税負担力を知り得る立場にあった。そして営業同業者の指導者的な存在であり、かつ地方税議定の経験があり、区民の租税負担力を知り得る立場にある区会議員を、所得税調査委員にできるだけ多く確保することは、所得税議定の基礎にある調査力を高め、所得税の正確な執行に直結する。所得税の正確な執行を可能にできる区会議員をできるだけ多く確保する意図は、所得税調査委員選出の基礎にある町村選挙人の選出システムに、区会議員選出と同様の選挙システムを導入することで、実現の可能性が高まる。したがって多面的な要素をあわせもつ所得税調査委員像が結ばれる理由は、税務当局の政策的な意図の実現であった、と考える

(172) 石井寛治『日本経済史（第2版）』（東京大学出版会、1992）。

ことができるのである。

所得税調査委員には、「名誉職」という社会的地位の高さを示す称号が付与されている⁽¹⁷³⁾。

日本橋区の所得税調査委員は区内でも屈指の豪商であり、銀行家であり、実業家であり、多数の土地を集積する巨大土地所有者、所得者最上層という代表的な存在であり、かつ区民の中から選ばれた区会議員でもあって、都市社会における地位は極めて高く、名望家に相当する。日本橋区に限らず、ほかの区でも、選ばれた所得税調査委員は区内の大土地所有者、所得者中層を代表する存在であり、都市社会における地位は高く、やはり名望家に相当する⁽¹⁷⁴⁾。

東京 15 区の所得税調査委員は、区内に現住し、富裕者である所得税納税者の所得を調査し、所得税を議定する活動を通して、所得税賦課課税制度の一翼を担った。所得税調査委員のこの社会的活動に対しては、わずかな手当と必要旅費などが一時的に支給されるだけで、委員報酬などは無給であった。そして所得税調査委員は正当な理由がない限り辞任することは許されず（「所得税法」第 7 条）、また調査委員会などにおける調査・議定で知り得た納税者の資産や所得に関する諸事項は、ほかに漏らしてはならない守秘義務が強く求められ（「所得税法」第 22 条）、これに違犯した場合には罰金刑に処せられる規定であった（「所得税法」第 25 条）。すなわち所得税調査委員の職責には、守秘的で、かつ極めて高い公職性がみとめられるのである。

都市社会では、所得税納税者の代表として都市名望家による守秘的かつ公職性に飛んだ所得税調査委員という社会的活動に対し、「名誉職」の称号を付与することで、その職責を称えたのであると考えることができよう。

(173) 藤本・前掲注 (69)。

(174) 名望家の概念は、山中永之佑『近代日本の地方制度と名望家』（弘文堂、1990）による。